

平成27年第3回東大和市議会定例会会議録第21号

平成27年9月7日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
企画財政部副参事	遠藤和夫君	市民部副参事	小川泉君
子育て支援課長	高橋宏之君	生活福祉課長	東栄一君

環境課長 関田孝志君
環境部副参事 長瀬正人君
土木課長 寺島由紀夫君
学校教育課長 岩本尚史君

ごみ対策課長 松本幹男君
都市計画課長 神山尚君
下水道課長 佐伯芳幸君
学校教育部
副参事 小板橋悦子君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 実川圭子君

○議長（関田正民君） 9月4日に引き続き、4番、実川圭子議員を指名いたします。

○4番（実川圭子君） おはようございます。

金曜日に引き続き、早速、再質問をさせていただきます。

多様な教育機会の確保ということで質問をさせていただいています。先日の御答弁の中で、私は不登校児童や生徒の学習の場として、サポートルームの取り組みについていろいろ質問させていただきました。サポートルームでは、個人に合った取り組みを非常に丁寧に行っているということがよくわかりました。そして、サポートルームに行っていれば出席扱いということだったと思いますけれども、実際にはそこに通えているお子さんが現在17名、そして通えてない児童の方が、ほかに毎年80名以上いるということで、そちらのほうが圧倒的に多いということもわかりました。そしてまた私立の小中学校に通っている児童・生徒については、サポートルームには通えないということだったと思います。そういったサポートルームには通えない児童・生徒に対して、私はやはり学習の機会をつくる必要があると考えております。きょうは、そのあたりについて伺っていると思います。

公立小中学校に通ってない不登校の児童・生徒の相談があった場合には、教育センターのさわやか相談から他機関を紹介するというような御答弁があったと思いますけれども、そこでまずお尋ねしますけれども、教育センターの中では学習支援というのは行っているのでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 今、教育センターでは、さわやか教育相談室がございますが、さわやか教育相談室では児童・生徒または保護者の方の教育に関する、いわゆる子供のことに関する相談をお受けしているそういう機関でございます。特に学習に対する支援ということではございませんが、相談をお受けするというようなことをしております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 児童のカウンセリングを行っていらっしゃる方にお話をお伺いしたんですけれども、いろんな通い先というのに相性というのもあるので、こちらは通えないけれども、ほかの場所だったら通えるというようなこともあるというふうに聞いてます。進める道が1本しかないというふうに考えてしまうと、非常に進めずに悩んでしまう子供にとって、やはりほかの道もあるんだということを、私はできるだけ多く示していくことが必要なのではないかというふうに考えます。サポートルームにも通えないけれども、ほかなら行けるかもしれないという情報ですとかを子供や御家族に提供していくというか、そういったことを教育センターではやられているのでしょうか。例えばフリースクールを紹介したりですとか、あとは学校外のそういった学習の場などを紹介していますでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 相談者の御希望にもよるところではございますけれども、例えばさわやか教育相談室でカウンセリングを受けられたお子さん、またはその保護者の方が、例えばほかの相談機関で

きるところはないかとか、専門的な医療機関を紹介してほしいというような御要望もございますので、その場合には、こういうような場所もございますということで、必ずここということではなく、選んでいただけるような提案の仕方をしているというふうに相談員からは伺っております。またフリースクール等も含めまして、そういう場所もあるというような御提案をさせていただくこともございます。またその保護者の方の求めに応じて、具体的などころの御紹介するところもございますが、あくまでも御提案という形で相談者にお示しをしないと、そのような存在でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 市内でも、NPOなどで学習支援を行って活躍している団体などもあります。そういったところと、私は提案という形だけではなくて、やはり連携をして教育委員会と情報交換しながら、そういったところでも学習をしていけば、例えば出席にも認めるというようなことも、これからはできていくのではないかなというふうに考えます。例えば文科省のホームページでも、フリースクールが紹介されていたりとか、あと先ほど言いました市内でそういったNPOの活動をしている団体が、実は立川市との共同機関というふうなことを掲げています。立川市との共同機関であって、何で東大和と連携できてないんだろうなというのが、私は非常に不思議なんですけれども、そういった情報をできるだけ集めて、やはりそれを提案、絶対そこに行かなくちゃいけないというふうにとられてしまうと、やはりそれは困ると思いますけれども、やはり連携ということで、例えばそこに通っているときと学校との連携なども考えて、やはり子供にとって一番学ぶ機会が確保されるということが大事だと思いますので、そういった連携をこれから図っていただきたいと思いたすけれども、いかがでしょうか。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) 連携についてでございますけれども、サポートルームではなくて、例えば民間で行ってるようなフリースクール、民間施設などに通ってるお子さんにつきましても、文部科学省のほうからガイドラインの試案という形で提示されておりますので、それにのっとってしっかりと学習、それから相談活動などが行われてる機関であるということが確認できれば、学校の学習内容と同等な扱いができ、また出席扱いを校長の判断でできるということがございますので、その機関にもよりますが、校長と、また教育委員会と、その機関につきましているいろいろと相談しながら判断を進めてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 現在はそのような機関というのはあるのでしょうか。ガイドラインに沿って、ここだというような機関認定というか、市がしているところはあるのでしょうか。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) 現在は本市の中でフリースクール等に通っているという児童・生徒がいるということは、その認識はございません。ですので、またその後に、今後またそういうケースが出てきた場合には、それをまた検討していくというように考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 先ほど紹介した文部科学省のホームページにあるフリースクールの中で、大阪の池田市というところで活動しているところは、市長のほうから、こういったことが子供たちにとって必要だということで、フリースクールを市長のほうからの提案で、新しくNPOとつくったというようなことが紹介されてます。もし市内にないなら、市と協働で民間がつくっていくこともできるというよい例だと思いますので、ぜひそういったところも研究していただきたいと思います。

それから、先ほど保護者の方というようなお話もありましたけれども、保護者の方も非常に、やはり不登校

のお子さんを抱えてると悩みも大きいと思いますけれども、保護者支援はどのようにしているのか、また自助グループなどを紹介したりしているのか教えてください。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 保護者の方も、やはりお子さんの子育てについて等、いろいろお悩みを抱えていらっしゃる方がたくさんいらっしゃることは認識しております。まず学校内でありましたら、まずはスクールカウンセラーのほうとおつなぎをして、スクールカウンセラーと保護者の方が定期的にカウンセリングを受けられるような、そんなところも進めておるところでございます。また学校内での相談はというところであれば本市の——自分の学校内では厳しいという場合であれば、さわやか教育相談室もございますので、そちらのほうを御活用いただくようにお勧めをしているというようなどころでございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 教育センターですとか、教育委員会のほうは非常に丁寧にやられてると思いますけれども、先ほど私、自助グループと言いましたけれども、市内でもそういった不登校のお子さんを持つてる親の会なども、サークルなどもありますので、やはりそういうところと情報交換をしながら、私は進めていくとより子供にとってよい方向に進むのではないかと思いますので、ぜひ民間の活動ですとか市民の活動なども視野に入れて、一緒に連携をして子供たちのために進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、次にスクールソーシャルワーカーのほうに移りたいと思いますけれども、今年度からスクールソーシャルワーカーを導入していただきまして、サポートルームにも通えない、教育センターにもなかなか足が向かないという、どこにもつながっていないというお子さんにとっては、非常に心強い存在になれるのではないかなというふうに感じています。また不登校支援コーディネーターの方も導入されるということで、そのスクールソーシャルワーカーと、それから不登校支援コーディネーターとの連携はどのようにしていくのか教えてください。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** スクールソーシャルワーカーにつきましては、今年度から指導室に配置ということで、現在進めてるところでございます。現段階で不登校への対応ということでございますけれども、学校を全校訪問をしまして、そこで不登校または不登校になる可能性がある、ちょっと登校を渋る傾向のあるお子さんの状況について、学校と情報交換等をしまして、毎月の出席状況等も確認をしながら対応をしているところでございます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校からの要請で、不登校ということよりも、どちらかという問題行動への対応ということで、非行傾向等あるお子さんについての対応もございますので、学校での校内委員会に出席をし、どのように学校と家庭と、そしてスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して改善策を見つけるかというようなことを、努力をしているところでございます。今後、導入を予定しております不登校支援コーディネーターとも、定期的に連絡会などを設けることをしまして、各学校の状況をスクールソーシャルワーカーとも情報共有をしながら、よりよい支援ができるように、そのように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 民生・児童委員さんとの連携は、どのようになってますでしょうか。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 民生・児童委員さんとも定期的に連絡会を持たせていただきまして、その中で情報を共有させていただいております。私たちではなかなか御家庭のことには踏み込むことができない場合もございますので、その場合には支援をお願いするような場合もございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) また今後の活躍に期待をしたいところですが、不登校支援コーディネーターや、スクールソーシャルワーカーさんなども、不登校児童・生徒に対してはどのように対応するかというか、最終的にはやはり学校に行くということが目的、行くようにできるようになることが目標というふうになっているのでしょうか。そのあたり、最終目標というか、どのように考えているのか教えてください。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) もちろん最終的には、学校に来られるような状態になっていくということを目指していきたいというふうにありますけれども、やはり一人一人のお子さんの状況によりまして、急にそこまで持っていくのは難しいというお子さんもおりますので、その場合にはそのお子さんにとって今必要な支援はどのようなところなのかということ、学校だけではなくて、ぜひ御家庭の方と相談をしながら、よりよい支援というものを考えていく、そのようなことを考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ぜひそのように、そのお子さんにとってどういった支援が必要なのかというのが、やはり一番大切だと思いますので、そういった方向で、ぜひ進めていただきたいと思います。

また不登校支援コーディネーターに関しては、今年度予算がついたということなんですけど、ぜひ来年度以降も中学校区に1人ずつ配置できるように要望いたしたいと思います。

では、次の4番目の生活困窮者自立支援法に基づく学習支援のほうに移らせていただきます。

今回は、多様な学習の機会の確保ということで質問をさせていただいています。国のほうでも、多様な学習の機会確保法というのを制定するような動きがあるというふうに聞いています。特に大人の事情で、子供の学習環境が確保されないというようなことがないように考えています。生活困窮者自立支援法については、学習支援が一つの柱として掲げられています。当市では、任意事業ということで行っていないというふうな御答弁だったと思いますけれども、今後の見通しをお聞かせください。

○福祉部長(吉沢寿子君) 当市におきましては、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業、これは任意ということでございますので実施しておりません。先週、市長から御答弁いただきましたけれども、今後やはり地域の東大和の状況等、それから教育委員会等とも、さまざま今後相談をさせていただきながら、地域の既に先駆的に取り組まれているような、そういったNPOが行う塾のようなものもございまして、そういったところも踏まえまして、効果的な支援の方策について研究等してまいるといようなことで考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今回、任意だったということなんですけど、取り組まなかった理由というのは何でしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 法施行が始まるときに、私どもの市におきましては、昨年度、26年度モデル事業ということで実施をさせていただいたところでございますが、その際に、これについても検討はいたしたところでございます。ただ、当市のような規模の小さい市でございますと、この生活困窮者自立支援法に基づく内容での学習支援というのをを行った場合に、例えば塾形式のように1カ所に集めるような方式で行った場合には、生活困窮者であるとか、生活保護受給世帯であるとかというのが確実にわかってしまうようなおそれがあるというふうなことでございまして、そういったことも懸念するといようなことありまして、任意事業としては取り組まないということで、現在に至っているというところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 私も必要な支援なのではないかなというふうには思いますけれども、やはり実際にどういふふうにやっていったらいいかということを考えた場合に、対象を絞るということは非常に難しいのかなということを思いました。自立支援法の補助事業ではないですけれども、市としてもいろんな学習支援を行っていると思いますけれども、どういった学習支援があるのか、これ教育委員会のほうかと思えますけれども、例えば「やまとつくん」なども始めたと思えますけれども、そのほかにもいろいろ無料で行っているような学習支援がありますけれども、そういったことが、どういったことがあるのかということと、それからそれが、この東大和市の中で足りているというふうに感じているのかどうか、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

○学校教育部副参事(小坂橋悦子君) 教育委員会といたしましては、生活困窮者ということではなくて、誰に対しても学習の機会をとということで設けてるものがございます。まず補習に関しましては、今年度、各小中学校で放課後、それから土曜日などを使いまして補習教室を開催してるところでございます。市の教育委員会におきましても、月2回程度になりますが、中学校1年生を対象に「やまとつくん とつくん塾」、いわゆる放課後補習教室というものを開催させていただいているところでございます。学校の補習教室等は、今年度、特に力を入れて始めたところでございますので、その成果につきましては、今後その成果を見ていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○子育て支援課長(高橋宏之君) 市といたしまして、無料学習支援教室について支援をしております。これは昨年からですけれども、市内の団体でございます東大和市レクリエーション協会が、グループづくり、あと学力向上、あと高校受験に対応したために実施する事業で、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて実施しているものを、市のほうで会場の提供、それとチラシなどの配布、あと広報への掲載などの協力をしているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そういった取り組みも徐々にされていると思えますので、そういったところを広げていければいいのかなというふうに感じます。

その自立支援法のほうの学習支援については、学習ということもそうなんですが、子供の居場所という意味合いも一緒に含まれているのではないかと思います。そういった趣旨に沿った事業として、今後、やはり様子を見ながらということですが、そういった居場所も含めた場所、場をつくっていくということが必要になるのではないかと思います。

先月の28日だったと思えますけれども、国のほうでもひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトとして、子どもの貧困解消に向けた政策パッケージという案を公表しています。先日の他の議員の御答弁の中でも、ちょっとお話が出てきたと思えますけれども、経済的に苦しいひとり親世帯の支援策などが中心で、学習支援事業など子供の夜の居場所づくりを進めることを提示していますということで、2019年までに年間で、全体で50万人程度が利用できるような環境を整備していくということだったと思えますけれども、こういったことを市としてはどのように取り組んでいくことができるか、お伺いします。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 今、実川議員のほうから御紹介あったとおり、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトというものが、先月、8月28日の子どもの貧困対策会議で公表されたということは承知してるところでございます。今後でございますけれども、ただいま子供の居場所づくりということで、子供の学

習支援、さらには食事等の提供を行う居場所づくりも目指すということでございます。さらには高校受験、さらには高校卒業、それから大学受験のための学習支援ということで、地域未来塾というものも発足するというようなメニューが示されてるところでございますけれども、年末に向けて具体的な内容が示されるというところでございますので、当市に見合ったようなものがあれば、その中から選択していくようになっていくのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) これからの政策だと思いますけれども、国のほうでも制度もどんどん進んでいるところなんです、こういった事業を行っていく上で、やはり担い手というか、実施していくスタッフのほうも必要になってくると思いますけれども、そういった担い手の確保というのはどのように考えられますでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 先ほど子育て支援課長のほうからも紹介がございました、今市内で行っている無料の学習塾の講師のほうは元教員の方が、代表の方が元都立高校の先生だったということがございまして、その仲間を募って学習指導に当たっていただいているというようなところでございますけれども、やはりその辺、どの辺にお話を持っていくのかというのは、今後の検討課題だろうというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そういった支援をしていこうという市民の方も、思いを持った方はたくさんいると思いますけれども、なかなかそういった方と、それから行政の政策がうまくかみ合わないと思えます。実施する側としては、やはり場所の問題ですとか、あとは無料でやるとしても、例えば資料を用意したりとかコピーをしたりということにも、やはりお金も若干かかってきますので、そういったところも、市はこういうことができる、スタッフのほうは教えたりとか能力を提供できるというような、いい関係で子供たちを支えていけるような取り組みができるといいのかなと思いますので、ぜひそのあたり協働で本当に考えていけるようにしていただきたいと思えます。

多様な学習の機会ということで、今回質問させていただきましたけれども、やはりここしか進む道がないというふうになってしまうと、子供がそこにも行けなくなってしまう場合に、本当にもう行き詰まりになってしまうと、どうにもならないという状況にもなってしまうと思えます。そんな中で、いろんな機会があるんだ、いろんな道があるんだということを、できるだけ提供していける環境をつくっていく必要が、私はあるのではないかと思います。教育委員会では、学力の向上ということで本当に一丸になって力を入れている様子はとても評価できると思えます。しかし、サポートルームにも通えない子供たちにとって、やっぱり学びの場を確保していくということが必要だと思います。少数ではありますけれども、そういった子供たちにとって、やはり人生の大切な時期に学ぶ機会を与えられないというのは、本当に重大なことだと考えますので、そのあたりの支援を、ぜひよろしく願います。

そして、教育委員会だけではなくて、やはり子供の福祉の問題ですとか、子ども生活部、福祉部などの連携と、また民間の力もかりていくことで、子供たちにとってよりよい支援に取り組んでいただきたいと思います。今回、教育制度も変わって市長部局との連携というのが、このようなときにこそ私は発揮されると思えます。最後に、市長のほうから多様な教育の機会の確保ということで御見解をお伺いしたいと思います。

○市長(尾崎保夫君) 学習支援等を含めて、これからどうしていこうかということはありますけれども、ただ御質問者、小学校、特に中学校ということになるでしょうか、そういう在籍してる子供たちに対しては、結構い

ろんな支援を今充実させてきているかなというふうには思っています。特に対象になる子供たちは、それぞれ一人一人違うということで、画一的な対応はなかなか難しいのかなというふうに思ってますけども、いろんな相談を含めて、いろんな選択肢を準備していければいいかなというふうに思って、現実的に教育委員会のほうでいろいろと御助力をいただいて、そういう体制ができつつあるかなというふうには思っているところでございます。

ただ、前にも教育長と雑談のような中で話をしたことがあるんですけども、中学を卒業したらどうなんですかということになるんですね。中学卒業して出ていきますと、残念ながらその子の情報は全てと言っていいくらいなくなってしまうということで、その辺、市としてはやはり卒業した後、実際どういうふうになっているのかということも、少し考えなきゃいけないのかなというふうに思ってます。ただ、そういう対象になるお子さんを捉えるためのデータというのは、中学校を卒業してしまうと個人情報保護とか、いろんな問題もありまして、それを捉えることが非常に難しいということもあって、どんな形で対応ができるんだろうというふうにはいろいろと考えてはいるんですけど、財政的な問題というか、そういうふうなものがきちっと確保できれば、経常的に確保できれば、一番いいのは現物給付だというふうには思うんですけども、残念ながら東大和の今の状況では少し難しいかなというふうには思っています。そういった意味で、いろんな選択肢、これから考えていけばいいのかなというふうに思っています。中学校という義務教育ということではなくて、それを卒業した後も、どう支えていくのかということも、これから大きな大きな課題になっていくかなというふうには認識しているところです。

以上です。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。

私も全く同じように考え、先ほど話の中でも挙げました市内で学習支援をやってる民間のNPOさんのところにお話を聞きに行ったときに、学習支援に、学習の場として利用するのは中学生だけじゃなくて、高校生や大学生まで来るんだという話を聞いて、私、驚いたんですけども、そういったところも今後視野に入れながら取り組んでいていただきたいと思います。

それでは、次の市内の水循環について質問を移らせていただきます。

まず1つ目の市内の豪雨被害の状況と対応については、最初の市長の御答弁と、それから今議会の中でもほかの議員の方が質問をされ、答弁もありました。その中で、雨水管の清掃や雨水貯留槽の設置を進めているが、それでは追いつかない状況というのがわかりました。そして、溢水被害の問題点というのが、私はほかの議員の方の熱心な質問の中で明らかになったのではないかなというふうに思います。南街、向原、新堀地域について雨水管をこれからまた広げて、一気に川に流すことというのは、費用もかかるし、総合治水の点からも、そういうことではなく、まずは具体的にどこの場所に、どのくらいの容量の貯留浸透施設をつくるのかということを検討していくということだったと思います。

私が溢水被害のことでお話を伺った方は、雪は幾ら降っても構わないけれども、雨は恐ろしいと言っていました。寝ていても、すぐに起きて土のうを積んだほうがいいのか考えたりとか、外出をしてもすぐに帰らなくてはならないというふうにおっしゃってました。被害が出る可能性がある方というのは、雨のたびに生活の中で一々そういう思いをされて生活をしているということを考えると、まずは私は一刻も早く対応する必要があると考えます。貯留浸透施設をこれからどこにつくるのかということのを、効果的などころを検討していくということだったと思いますけれども、どのくらいのスケジュール感を持って進めていただけるのかお伺いしま

す。

○都市建設部長（内藤峰雄君） そのスケジュール的なものになりますけれども、市として以前からどのようなことが効果的だろうというようなことは検討はしておりました。また河川整備の状況等に応じ、今、実川議員から河川整備に頼るのではなくという御指摘もいただいたところでございますけれども、まだ河川整備に伴って市内の排水の状況をよくできることもございます。そういったことも考えまして、両方考えながら検討していく必要があるというふうに考えております。今どこに、いつ、何をつくるといったようなスケジュールを示すことはできませんけれども、短時間で強く降る雨に対する検討ということも、今後していかななくてはならないということは認識しているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 河川の整備とあわせてということなんです、そちらのほうは、また下流のほうから対応の容量をふやしていくということだと思いますけれども、それにはまた非常に時間がかかると思います。ここの夏の被害などを見ても、本当に問題になっているところというのは明らかになってると思いますので、その対策としては、やはり私は早急に、今の状況、明らかになってるところに対しては、早急に取り組むべきだというふうに考えます。そちらのほうは、他の議員の方も非常に強くおっしゃってましたので、ぜひすぐにも取り組んでいただきたいと思います。

私は、それはそれで本当にすぐに取り組むべき課題だと思いますけれども、一方でやはり水に関しては、もっと広い範囲で水循環基本法というのが一昨年、国のほうでできまして、また今年度は水、それに基づいた基本計画というのが策定されました。そういった中でも、やはりまち全体として、まちづくりとして総合治水ということをやっています。そういった観点からの取り組みも、進めていく必要があると思います。降った雨を一気に川に流すのではなくて、その土地にしみ込ませていくということが、まず重要なことだと思います。雨水の浸透ますなどの設置を、市でも補助金を出して進めているところだと思いますけれども、現在、市内でその普及率といいますか、浸透ます、あるいは貯留槽などの住宅への普及率はどれくらいになってますでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 市内の浸透施設の設置率というか、個数については、現状把握はしてございません。しかし、平成24年度から、市では東大和市雨水浸透施設設置補助金交付要綱や、雨水貯留槽設置補助金交付要綱を制定し、24年度からそれぞれ補助をすることによって、設置のほうを高めている状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そういった設置を進めるということで、いろんな自治体でも条例などをつくって設置を進めているようなところもあるかと思いますが。市では要綱を定めてるということなんです、例えば新築の家ですとかは、その要綱などでも必ず設置をするというようなことになってるのでしょうか。ちょっとその設置の規約といいますか、要件といいますか、新築の場合などにはどのようなになっているのか教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 現在、補助金の交付要綱で、対象につきましては新築の家に対しての補助は行っておりません。既設の住宅に対しての補助を行っている次第でございます。こちらは工事に、浸透施設につきましては、工事の費用に要しました4分の3以内、あと7万円を上限額として補助をしているところが現状でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 新しく家を建てるような場合には、必ず設置をするというようなことにはなっていない

のでしょうか、雨水浸透ますのようなもの。

○下水道課長（佐伯芳幸君） この補助要綱に関しましては対象ではございません。ただ、新しい家を新築をする場合は、もう実際につくる段階で、雨水浸透ます等は設置というか、つくるようになっておりますので、そちらの対応についてでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） つくるようになってるといのは、どこかで決められたものなののでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市の条例等で、雨水浸透ますを必ずつけてくださいというような規定等はありません。ただ、開発事業にかかっている場合につきましては、全てつけて義務づけをしております。宅地造成だけの場合でありましても、トレンチの設置というものを義務づけているというのが状況でございます、個々の戸建ての住宅を建てるといったようなときには、当然当市は分流式の下水道排除の方法をとっておりますので、雨水についてはきちんと検査を行います。また、それとあわせて雨水についても、一般的に自区内処理、自分のところ、敷地の中に降った雨については、自分の敷地の中に浸透させてくださいというのは、一般的に工事店等に伝わっておりますので、浸透ます等の設置についてお願いをしているというような状況でございます。それぞれ建て主さん等の意向により、浸透ますをつけたりトレンチをつけたり、また一時的に水がたまるようなことをしながらしみ込ませる、浸透させるといったようなことで対応していただいているというのが現状となっております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 東大和市ではそういった戸建ての新築などに対しては、特に条例などはつくってないということなんですが、他市ではそういった雨水浸透ますなどを進めるために、設置を進めるために条例などを設置しているところが幾つかありまして、私が見ました千葉県の市川市の条例があるんですけども、その中に書かれてた、条例を策定するときにこんなことを考えてつくったという言葉が載ってたんですが、都市に居住する市民は、自分の土地に降った雨水は極力、自分の土地の中で貯留浸透させ垂れ流しにしないことが、都市に住む上でのひとつのマナーではないかと考えて条例を策定したというふうに書かれてました。

そしてその市川市の例ですと、浸透効果が期待できる地域を浸透の適地というふうに指定をして、浸透施設の設置を指導する区域と任意で設置をお願いする区域とに区分をして、そして設置をする、ここにはこういう、どれくらいのおおきさのものが効果的だとか、適しているというようなことも、市民に示しながら設置をやすく進めているというふうになっていました。一軒一軒の浸透の量が少なくても、100件、200件とまとまれば大きな貯留槽と同じような効果が得られるというふうに私は考えます。今回の浸水や道路冠水の被害などもありました南街や向原や新堀などの地域を重点地域として、そういった雨水浸透ますの設置を進めるというような工夫もできるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま実川議員から御指摘もありましたけれども、市内には浸透ますの設置が適する箇所と、余り好ましくない地域がございます。当然まちづくり条例の中で、開発の中でお願いしている協議においても、適さないところについては、それなりの対応をしているというような状況もございます。地すべりの危険性があるだとか、地下水位が高くて浸透の効果がないというのがはっきりしているようなところについて、浸透ますを設置することは逆効果になりますので、そのような考え方を持っております。

それと、現在新築等については開発等できちんとお願いしてますし、また窓口等の対応、また下水道の届け出の中で雨水については自区内処理してくださいということをお願いしているわけですが、当市の浸透

まず設置の助成につきましては、既存の住宅に対しての助成制度でございます。これは先ほど実川議員おっしゃるように、既に建築されているお宅で暫定排水的につながれている設備を、浸透施設に変えていただきたいという願いがありまして行っております。それはまさしく個々の家庭でも浸透に協力いただくことによりまして、河川だとか雨水排水を排除するために、目的につくられた道路の中の管への影響を少しでも少なくしていきたいというようなことから行っているものでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 市ではいろいろ進めるというふうにも、市報にも宣伝などをさせていただいておりますので、私は本当にこの浸透ますをどんどん進めていけば、やはり溢水被害などもある程度抑えられるのではないかなというふうに考えていますけれども、それにしても市の中でどれくらいの割合で浸透ますが設置されているのかということも、まだ市のほうは把握されてないということですので、そういった状況などもやはり私はきちんと市が把握していく必要があるのではないかと思いますので、そういうことを把握した上で目標を持って、これくらい設置していくということを進めていっていただきたいなというふうに思います。

この水循環基本計画の中でも、水を浸透させるということは非常に強く言っているんですけども、例えばこういったことも、逆に言うと雨が降らないときには渇水というか、水が少なくなるというときにも、浸透した水が自然に流れて潤していくということがあると思います。溢水被害と同時に、やはり渇水ということにも効果があるというふうに考えますので、ぜひこういったところは進めていっていただきたいと思います。

今回、私がこの質問をする中で調べたところによりますと、東大和市の年間降水量というのが、およそ2,000万立方メートルを1年間で超えるということです。そして、東大和の市民の方が水道水として使う量なんですけど、給水の量を調べましたら830万立方メートルぐらいというふうになっていました。ですので、いろいろ蒸発したり、いろんなところで水は使われますけれども、実際にその降った雨は、私たちが水道水として使うよりもっと多くの雨が降っているということなので、そういった雨を川に流すよりも、そこに浸透させて、またそれを使っていくということが、私は健全な水循環ではないかなというふうに考えています。

この水循環基本法の中にも、水の日というのが定められたんですけども、祝日にはなっていないので御存じない方も多いかと思いますが、この日を中心にして学校教育や啓発などを進めるようになっていきます。教育委員会のほうでは、水の日というのはいつということは御存じでしょうか。また、それにちなんだ取り組みなどを今後行っていただけるかお伺いします。

○学校教育部参事(岡田博史君) 水の日についてでございますが、学校教育の中で特に水の日について学習する、また指導するというようなところは今のところ、こちらとしても把握はしていないところです。しかしながら、学校で小中学生は、この水循環のことについては、学習内容として取り入れられてるところで、雨が降って、それが森林に水がたまって、またそこに環境の問題も絡めて、森林を伐採してしまうと水がたまらなくなって災害が起こるというような、そういう循環のことは小学生、そして中学生においても学習しているところでございます。そこに絡めて、水の大切さや生活にとっても大事なものだというようなことについても当然学習しているところで、水の日ということに限らず、水のことについては日々の学習の中で取り組んでいるというような感じで考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 水の日というのが、残念ながらというのか、夏休みの間の8月1日にあるのでなかなか、学校がある日ではないんですけども、そういった学習もされているということで、その関心を持つというこ

とでは、地域の歴史とともに伝えていくということも挙げられてます。東大和市は、水循環ということでは、本当に多摩湖の歴史もあり、そういった多摩湖や川や池などもあって、都市型の水循環を学ぶには非常によい条件だと思っております。面積としては、水がたたえられている割合が本当に突出して多いということが特徴だと思いますので、そういったことを取り上げて関心を持って取り組んでいくようなことが進められたらいいのかなというふうに思います。例えば多摩湖や川でお祭りやイベントなどを開催していったりすることも、できるのではないかなというふうに考えます。こういったことを地域で活動している市民活動と協働で進めていくということも、この基本計画の中ではうたわれていますので、そういったことを今後進めていっていただきたいと思います。

その水循環基本計画の中でも、もう一つ大きな柱として、地下水の利用と保全というのがありますので、そちらのほうに移りたいと思います。

当市では、地下水の利用状況、どのようになっているのかお伺いします。

○環境課長（関田孝志君） 市のほうの届け出につきましては、揚水の機械が出力が300ワット、これを超える揚水施設がある事業者または個人から、1年に1回、揚水量の報告をお願いしているところでございます。26年度の状況といたしましては、14の事業所等から報告をいただいたところであります。用途としましては、製造工程用、また冷却用、公共浴場用などでございます。揚水量につきましては、378万5,176立方メートルでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そのほかにも災害用の井戸ですとか、使われているのではないかなというふうに思いますけれども、多摩地域の多くの自治体では、水道水にも地下水がブレンドされています。この東大和市でも、25年度の数字でいくと水道水の12.7%が地下水が入っているというふうに東京都のほうからお聞きしました。また東京都が発表した数値によりますと、これは平成23年の数値がちょっと公表されてたので見たのですが、多摩地域で、東京都でいったらもちろん多摩のほうが圧倒的に多いんですけども、多摩地域の中でも先ほど課長がおっしゃいました事業所などの工場で使ってる地下水、これが東大和では多摩地域の中で2番目に多いという数値が出ていました。東大和の中でも、地下水というのがいろいろな場で使われているのだなというのが今回調べてわかりました。この東大和でも、昭和40年代までは市の水道水は全て地下水だったと思います。くみ上げる量と保全する量のバランスを考えて利用していくということが水循環のあるべき姿だと思います。先ほども降った雨の量のほうが、使う量よりも多いんだということをお話ししましたけれども、やはりそういった雨を浸透させて、そこでまた使っていくということが、私は健全な水循環ではないかと思います。そういったことを進めていく上でも、やはり東大和市での地下水の湧水といいますか、そういった調査や実態把握をしていく必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 湧水についてでございますが、市内には東京の名湧水57というのがございまして、こちらの中に二ツ池公園、また湖畔第二緑地が選ばれてるところでございます。市としましては、こちらのほうの保全、また維持管理等について、現状努めているというところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 基本計画の中では、地下水協議会というようなものをつくって、地域での地下水のマネジメントを行っていく計画を立てていくようにするというふうなことも載ってました。まだ、この基本計画は策定されたばかりですけども、やはりこういったことを私は東大和で進めていって、東大和の水循環、水

の環境を保全し、そしてまた利用していくように進めていっていただきたいと思います。今年度から2年間かけて、第2次東大和市の環境基本計画というのを策定していくことになると思いますけれども、ぜひその中にも水循環基本法の理念に沿った水循環の将来的なあり方や、それから地下水のマネジメントなどについて入れていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 現在、第1次という形で環境基本計画がございます。この中におきましても、狭山丘陵の保全ですとか、保水効果の促進や雨水利用の促進など、こういったものも当然規定をされているものでございます。また8月19日に、議員からお話がありました第2次環境基本計画、こちらの内容を環境保全審議会のほうに諮問をさせていただいております。そういったことから、第1次の環境基本計画の中身の振り返り等をしていく中で、またここで市民の皆様などにおきましても、アンケート等をとらせていただく予定で今準備を進めております。そういったところから、第2次環境基本計画におきましても、こういった内容も含めて幅広く検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 先日も私が所属しているグループで、先ほど御紹介がありました湖畔第二湧水ですか、そちらのほうの生き物調査などをしたのですけれども、本当に小さな場所ですけれども、そういったところからさまざまな生態系のことですとか、水の循環のあり方などをいろいろ考えさせられることができました。いろんな体験を、そういった水の環境に触れることで体験をしながら考えていく、先ほど水の日に合わせて教育ですとか啓発というような話をしましたけれども、川に入ったり、そういった湧水に触れたりして、さまざま学んでいくこともできると思います。そして、ゲリラ豪雨などのような被害も、あれだけの雨が降るからなんだということはもちろんそうなんですけれども、少しずつでも一人一人の浸透ですとか貯留の意識を高めていけば、それを防いでいくことも私はできると思いますので、総合的に本当に市のまちづくりとして、今後この水循環、いろいろな部署にかかわることだと思います。この水循環基本法が国でできるときにも、いろんな省庁がかかわったというふうに聞いています。ぜひ連携をとりながら、この水循環、東大和市のよい水環境を進めていっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時38分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐竹康彦君

○議長（関田正民君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

〔16番 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成27年第3回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく4つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、地域包括ケアシステムについてです。

東大和市では、高齢者福祉施策の大きな課題である地域包括ケアシステムの構築に現在力を入れていただいていることと思います。システム構築では、既に介護状態となった支援を要する高齢者の方へのサービスを充実させていくと同時に、1人でも多くの高齢者の方が介護サービスを利用せずに、生き生きと日常生活を営めるような施策の充実にも力を入れていく必要があると考えます。その中で、市は元気ゆうゆう体操の普及をされるなど、介護予防事業を推進してこられました。これからは特に今まで以上にさまざまな観点から、この介護予防事業を推し進めていくことが必要ではないでしょうか。また他市では介護予防事業の充実を図る方法の一つとして、地元の接骨師会に所属する接骨院等の協力を得て事業を行っているようです。本市としても、他市の状況を参考にしながら、こうした事業展開についても、今後、関係各所と連携し、とり行っていくことは市民サービスの向上に寄与するのではないかと考えます。

こうした観点から、以下について質問を行います。

①介護予防事業の充実について。

ア、介護予防事業の重要性に対する認識はどのようなものか。

イ、介護予防事業の現状と今後の展開について市はどう考えているか。

ウ、これから地域包括ケアシステムを構築するに際し、介護予防事業の拡充について接骨師会と連携した事業を行うことについて市としての認識はどのようなものか。

2点目は、教員の業務負担軽減についてです。

教育現場における最大の教育環境は教師です。知識の教授だけでなく、全人格的なかわりを持ち、未来を担う子供たちを育成していく教育という仕事について、ある哲人は、教育こそ最も尊敬されるべき、最も大切な聖業と述べて、教師を聖職者としてたたえています。教育基本法第9条にも、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」とあるとおりです。しかしながら、現場で実際に教育に尽力している教員の多忙さは、近年さらにその程度が厳しくなっている実情があります。本年7月、文部科学省は「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して～」を公表しました。このガイドラインの冒頭には、OECD加盟国中、日本の教員の勤務時間が長く、その多忙さを述べた上で、教育が子供と向き合える時間を確保するとともに、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことが急務と指摘しています。教員が教科研究や授業準備、生徒指導などに多くの時間を当てることができれば、それだけ児童・生徒の学力向上や市全体の教育力も向上するものと考えます。

こうした観点から、本市において教員の業務負担を軽減することについて、以下の質問を行います。

①教員の業務について。

ア、児童・生徒に対する教育・指導以外の業務内容はどのようなものか。

イ、現状における課題をどのように認識しているのか。

②教員の業務負担軽減のための方策について。

ア、業務専任の事務員等を配置することについてどう考えるか。

イ、業務効率化の環境整備の現状と今後についてどう考えるか。

3点目は、廃棄物処理についてです。

多摩地域のごみ処理については、各自治体が中間処理をした上で、東京たま広域資源循環組合が運営する日

の出町の処分場へ運搬され、最終処分がなされていることは周知の事実です。最終処分については、現在、焼却残渣をエコセメント化してリサイクルするという他の自治体、地域に例を見ない最先端の処理を行っているところです。その上で不燃ごみの残渣については、二ツ塚処分場に埋め立てを行っています。しかし、処分場には物理的な限界があるところから、少しでもこの処分場の延命化を図っていくことが重要な課題として、多摩地域の各自治体に投げかけられています。

こうした点に鑑み、今後の当市の廃棄物処理の中で、特に不燃ごみの処理について以下の質問で確認をさせていただきたいと考えます。

①不燃ごみの処理について。

ア、現状の処理方法はどのようなものか。

イ、不燃残渣の二ツ塚処分場への搬入の現状はどのようなものか。

ウ、今後の処理のあり方についてどのように考えるか。

4点目は、路上喫煙の防止についてです。

路上喫煙については、2002年、平成14年に千代田区が全国に先駆けてその禁止を内容に含む条例を制定して以来、多くの自治体において同様の条例が制定されています。制定の主な理由として、受動喫煙による健康被害や小さな子供のやけどなどを未然に防ぐということが挙げられます。例えばぜんそくの持病を持つ方は、たばこの煙によって急な発作を起こして大変苦しい思いをされるそうです。現に私も市内にお住まいの方の御意見として耳にしたことがございます。喫煙者の権利も確保されることは重要ですが、日常生活における健康被害やけが等のリスクを避ける点から、また市内環境美化の点から、これに関する手だてをとることは意味のあることと考えます。そこで、当市における路上喫煙防止の取り組みについて、以下の質問で確認をいたします。

①これまでの市の取り組みはどのようなものか。

②路上喫煙防止に関する条例制定について、他自治体の動向はどのようなものか。

③当市における路上喫煙防止のための条例制定について、どのような認識を持っているのか。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行います。よろしくお願いいたします。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、介護予防事業の重要性に対する認識についてであります。介護予防事業は高齢者が要支援、要介護状態になることを予防することを目的とした事業であります。高齢者の皆様が積極的に介護予防に取り組んでいただくことにより、健康寿命の延伸にもつながり、住みなれた地域で自分らしく生きがいを持ちながら暮らしていただくために重要であると認識しております。

次に、介護予防事業の現状と今後の展開についてであります。市では現在、一次予防事業と二次予防事業の2つの介護予防事業を行っております。一次予防事業につきましては、全ての高齢者及びその支援のための活動にかかわる方を対象としております。二次予防事業につきましては、要介護状態になることを予防するため、日常生活で必要となる生活機能の低下が見られる方を対象としております。今後は高齢者の皆様が住みなれた地域において、健康でいつまでも自分らしく暮らすことができるよう、多様な主体による介護予防サービスの提供体制を構築していくことが必要であると考えております。

次に、介護予防事業における接骨師会との連携事業についてであります。市では多様なサービスの提供体制を整備し、平成29年4月から介護予防日常生活支援総合事業を実施していく予定としております。このうち通所サービスにおきましては、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを想定しており、このプログラムを実施するサービス事業者の一つとして検討していくことは可能であると考えております。

次に、教員の業務負担軽減についてであります。教員の業務につきましては、子供たちへの直接的な指導にかかわるもの以外に、調査への回答や保護者への対応など多岐にわたる業務内容があることは認識しております。また限りある時間の中で、それらの業務を行う大変さがあることにつきましても承知しております。教員の業務の負担をできるだけ軽減できるよう、業務の効率化を図るための環境整備を進めてまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、不燃ごみの現状の処理方法についてであります。小平・村山・大和衛生組合への搬入後、粗大ごみ処理施設において破碎、選別等の中間処理を行っております。中間処理では、鉄類等の資源化を行い、その後、流動選別により、焼却または埋め立てごみに分類しております。最終処分につきましては、焼却灰、不燃ごみともに日の出町の協力のもとに設置及び運営しております東京たま広域資源循環組合へ搬入し、焼却灰はエコセメント化施設で資源化を行い、破碎後の不燃ごみにつきましては埋め立て処理を実施しております。

次に、不燃ごみの二ツ塚処分場への搬入の現状についてであります。平成26年度の状況では埋め立て配分量約33立方メートルに対し、埋め立て実績量は約29立方メートルで、約4立方メートルの貢献となっております。

次に、今後の不燃ごみの処理のあり方についてであります。平成26年度末時点の二ツ塚処分場の埋め立て進捗率は44.7%となっております。今後、多摩地区において次の最終処分場を確保することは、大変困難でありますことから、二ツ塚処分場の延命化につながるよう、不燃ごみの搬入を抑制してまいりたいと考えております。

次に、路上喫煙防止の市の取り組みについてであります。受動喫煙やポイ捨てを防止する啓発活動として、東大和市たばこ協議会とともに環境市民の集い及び産業まつりにおきまして喫煙マナーアップキャンペーンを実施し、喫煙者に対するマナーの向上を訴える活動を行っております。

次に、路上喫煙防止に関する条例制定など、他自治体の動向についてであります。平成26年度における多摩地区26市の状況につきましては、16市が条例等を制定し、駅前などを喫煙や歩行喫煙禁止区域と指定しております。またこれらの自治体の中には、科料を規定し、指導員を配置している自治体もあります。

次に、路上喫煙防止の条例制定についての認識であります。現在、市におきましては路上喫煙または歩行喫煙を禁止する条例等はありません。今後、他の自治体における状況を研究して、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 教員の業務負担軽減についてであります。教員の業務内容は多岐にわたっております。朝、登校する子供たちを迎え、授業を行い、給食指導、清掃指導と、子供たちが下校するまで子供に寄り添った指導を行っております。その後も会議や打ち合わせが続き、次の日の授業準備はその日の遅い時間になるということも間々あります。その中で、児童・生徒に対する指導以外の業務内容として、教育委員会からの

調査やアンケートの回答、保護者、地域からの要望、苦情等への対応、研修会や研究前のレポートの作成や報告書の作成などなど、多くのことに時間を割くことがございます。どの業務も必要なものでありますが、子供と向き合う時間を十分に確保することが、私たちは重要であると常々考えております。そのために人を配置することも考えられますが、2学期から校務の効率化と情報セキュリティーの向上を図るために、教員が使用する校務用パソコンのネットワークシステムを整備いたしました。今後も教員の業務効率化に向け、環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） それでは再質問の前に、私の質問の3番目の廃棄物処理についての質問に関連する資料を、御参考のために配付させていただきたく、議長の御許可をお願いいたします。

議長におきまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） ただいま佐竹康彦議員より申し出のありました資料の配付について、議長においてこれを許可いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） 資料配付の御許可、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、地域包括ケアシステムの件でございます。

市長答弁でも、この介護予防事業の重要性について御認識を伺いました。やはり高齢者人口が今後ともふえていく現状の中で、やはり健康で生き生きとして地域の中で生活できることが、何よりも重要であるというふうに考えます。そのためには病気やけがを予防していくことが、個人のレベルでも、行政のレベルでも求められると思いますし、以前、同僚の議員からもロコモティブシンドロームに関する質問をさしていただいておりますけれども、やはり体力を維持し、健康でい続けることが、この高齢期の幸福感を増す大きな要素であろうというふうに考えております。

その点におきまして、介護予防の最も重要な点は何なのか、何を根本の目的として、この事業を進めていくべきであると市側は考えておられるのか。この点について、お伺いをさせていただきます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護予防の最も重要な点、あるいは介護予防を行う根本的な目的でございますけれども、高齢者の運動機能、あるいは栄養状態の改善を目指すということにとどまらず、個人個人の生活の機能や社会参加の向上をもたらして、それによりまして一人一人の生きがいや自己実現などの取り組みを支援して、生活の質の向上を目指すというところを考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） もともと市民の皆様、お一人お一人の人生がより充実し、健康で長生きできる、こういったことがやはり行政として根本目的であるということ。決して、その介護予防事業そのものが、行政の運営コストの効率化を目指すとか、そういうところが目的ではないということで確認させていただきます。よろしいでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 私どもも、そのように考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） まず、そのことを前提とした上で、もう一步、やはり効率化という点も若干気にしなきゃいけないのかなというふうにも思います。具体的な点として、介護予防を進めることで、どの程度まで介護保険の利用を抑制することができるのか、また介護予防による介護保険ですとか健康保険の財政的メリット、このような点について今、現状どのように認識しておられるのか、お考えをお聞かせください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 具体的な数字でございますけれども、国や都を調べさせていただきましたが、具体的な数字というのはなかなか出てこないというところでございます。ただ、国のモデル事業で岡山県の津山市というところで、介護予防の効果検証が行われまして、その中で介護予防事業に参加している方の医療費、介護保険給付額がいずれも少なかったという結果が出てございます。こういう検証結果を参考にいたしますと、介護予防の事業に参加することによりまして、介護保険や健康保険の財政的な負担も少なくなるということが言えるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、御本人にとりましても運動機能の改善が図られる、栄養状態もよくなる、社会参加もできると同時に、行政側としてもメリットがあるというような形だというふうに思います。

介護予防による健康寿命への影響の点についてお聞かせいただきたいと思います。先ほど数値がなかなか出ないというお話でございましたけれども、実際の効果を実感されている方の感想、どのようにつかんでおられるのか、それがどう影響していくというふうに市としては期待されておられるのでしょうか。私自身も元氣ゆうゆう体操、初めて参加したというような方のお話を最近聞きまして、やはり調子いいんだよねという、びっくりしたけど調子いいんだよねというようなお話でございました。これ初めてではなくて別の方からも、こういった感想複数、聞かせていただいたことございます。こういったことにつきましての市の見解、伺わせていただきたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 私どもも今、佐竹議員おっしゃいましたように、そういう好意的な御意見、体の調子がいいですとか、それが結果的に健康寿命の延伸ということにもつながっているのかなというふうに感じるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうした御認識があるということであれば、この介護予防事業、これから構築していくであろう地域包括ケアシステムの中でも、非常に重要な柱であるというふうに認識をさせていただきます。

そこで、次の点なんですけれども、現在の市の事業はどのようなものがあるのか、また今後の展開についてお聞かせいただきたいと思います。現在の市の事業の重立ったものはどのようなものか、その中でも特に力を入れて推進していくべき事業は何であるのかというふうにお考えなのか、お聞かせください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護予防事業でございますけれども、先ほど市長のほうからも答弁させていただきましたが、一次予防事業と二次予防事業という2つの事業がございます。具体的に一次予防事業につきましては、転倒防止、栄養改善、口腔ケア等の全般をやる、具体的な名称で言いますとはつつ俱樂部でありますとか、あと介護予防リーダー、体操普及推進員の養成講座など、8事業程度を今実施してございます。二次予防事業につきましては、二次予防の対象者を把握する事業や、あと介護にならないというところの介護予防事業を実施してございます。具体的には、筋力の向上トレーニング、転倒予防教室とか、口腔とか栄養の教室、

あと認知症、鬱病の防止、予防等をやる脳の若返り教室など、6事業を実施しているところでございます。特に力を入れている事業ということでございますけれども、いずれもそれぞれの目的に沿って事業を実施しておりますので、特にというところは難しいというところでございます。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) 特にどれがということが難しいということであれば、逆に8事業、6事業、それぞれ大変重要なことであると。そういった意味では、地域の総力戦といえますか、さまざまな資源、また人、団体、そういった方々の御協力を得ながら、総力戦でやっぱり当たっていかなきゃいけない事業であるのかなというふうに考えております。これらの事業について、それでは今後どのように展開をされていくというふうな考えを持っておられるのか、お聞かせください。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 今後でございますけれども、介護保険法の改正によりまして、平成29年4月から介護予防事業は総合事業に移行いたしまして、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業ということで実施をしていくこととなります。具体的な内容については、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○16番(佐竹康彦君) そういった国の指針としても、大変重要な柱になるだろうということで、今後の検討ということで、確かに今、ちょうど今、構築に向けて頑張ってもらいたいということで、なかなか細かいことはまだ決まってないのかというふうに思います。そうとは思いつつ、改めてなんですけれども、現在の事業に加えて、新たにどのような事業をしていこうと考えておられるのか、またそうした事業をしようと考えておられる理由があれば教えていただければと思います。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 新しい事業でございますけれども、総合事業、先ほども現在検討中というところでございますけれども、総合事業の趣旨というのが、地域の実情に合わせて住民主体、多様な主体で、多様なサービスを提供すると、地域を支える体制づくりを推進していくということを目指すということでございますので、こういう目的に沿って推進を進めていくということが重要だろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) 全てはこれからということで、ただ多様な主体で、多様なサービスでということで、さまざまメニューを用意することが非常に重要であるというふうな観点かと思えます。ぜひともそういった観点で、これからこのシステム構築、進めていただければなというふうに思います。

厚生労働省が公開しておりまして、また東大和市のこの高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画にも同様の資料、載っておりますけれども、全国介護保険担当課長会議資料、こういったものがございます。その資料では、先ほど御答弁をいただきましたけれども、介護予防事業を介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に分けて説明を行ってました。この介護予防・生活支援サービス事業、さらに訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント、また4つに分類されてる。その中で、今回特に通所型サービスに焦点を絞って話を進めさせていただきたいんですけども、この通所型サービスも、これもまた4つに分類されておりまして、通所介護、通所型サービスA、通所型サービスB、通所型サービスC、こういった形に分類されております。今ちょうどやってる最中で、詳しい具体的なものは述べられにくいのかもしれませんけれども、それぞれについて市が現在認識をしているサービスの内容、また実施方法、サービス提供者等について確認をさせていただきたいと思えます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 現在の把握してる内容でございますけれども、国から示されているサービス例というところでございます。

初めに、通所介護でございますけれども、サービス内容は現行の通所介護と同様のサービスというところで、生活機能の向上型の通所介護という位置づけでございます。実施方法につきましては、事業者の指定、サービス提供者は通所介護の事業者の従事者ということとなります。

次に、通所型のサービスAでございますけれども、これについては緩和した基準によるサービスというところでございます。サービス内容は、ミニのデイサービスなど、自立支援に資する通所事業がございます。実施方法については、事業者指定あるいは委託でございます。サービスの提供者は、主に雇用された労働者というふうなことでございます。

次に、通所型のサービスBですが、これについては住民主体による支援で、サービス内容は要支援者を中心とした体操、運動等を行う自主的な集いの場ということになってございます。実施方法は、補助あるいは助成ということで、サービスの提供者はボランティアが主体ということでございます。

最後に、通所型のサービスCでございますけれども、これについては短期集中の予防サービスで、生活機能を改善するための運動器の機能向上、栄養改善等のプログラムが示されてございます。実施方法は、市が直接あるいは委託ということで、サービス提供者は保健や医療の専門職ということとなっております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今お聞きした中でも、今までのものも含めてのあれだと思うんですけども、大変多岐にわたる事業が想定されているということで、こういったサービスの充実をしていく上では、市内の多くの団体、機関または住民の方々に協力を求めまして、市民がサービス提供を受ける場を多くする必要性があるというふうに考えます。御答弁でも多様なサービス等というふうにおっしゃっておられましたけれども、これからこの介護予防事業の対象がふえることは確実でございますので、こうした状況に対応していくために、市内において事業に協力し得る人、団体を、いわば介護予防の地域資源として発掘していかなければならない、このように考えますけれども、この点について市の御見解を伺わせてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） これらのサービスを充実させるということでは、今議員のおっしゃいましたように市内の多くの機関の協力が必要になってくるというふうに考えております。こうしたことから多くの機関による協力、事業対象者のこうした協力によって、対象者の方の個別ニーズに応じた多様なサービスの提供にもつながると。それか、結果として効果的な自立支援に寄与すると考えてございますので、多くの機関の協力が必要であるというふうに考えてございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

まさに先ほども申し上げましたけれども、これから高齢者がどんどんふえていく中で、やはり総力戦で当たっていかねばならない事業であるというふうに思います。今対象者の方の個別に、ニーズにより多く応じられるというような御答弁もございましたけれども、ぜひともこれからのシステム構築の話し合い、システム構築の中で、ぜひともこういった点、留意されながら進めていっていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたサービスの中で、特に通所型サービスCについて取り上げたいというふうに思っております。これは先ほど御答弁もいただきましたけれども、短期集中予防サービスで、生活機能改善のための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムをつくっていくサービスであるというところでございました。やはり

多くの市民の方が、サービスを受けやすい環境をつくるためには、おっしゃっていただきましたようにサービス提供の場が多いほうがよりよいというふうにも考えます。

そこで、他の自治体の例なんですけれども、例えば稲城市などでは地元の接骨師会と連携をした介護予防事業を既に行われているようです。この接骨師会の方々、機能訓練指導員、こういった資格も持っているようで、今現在さまざまな医療機関ですとか社会福祉団体で取り組んでおられます。そういった内容のものも可能であるというふうに聞いております。市として、こういった稲城市の例、どのようなものであるのか、具体的に事業内容、どのようなものか把握しておられるでしょうか。またこういった稲城市以外でも、既にこういった事業を行っている自治体があるのかどうか。これらについて、また市としてどのように評価しておられるのかお伺いいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 稲城市の例でございますけれども、稲城市では接骨医を事業者指定し、先ほどの通所型サービスCに該当する短期集中の予防サービスを行っているということでございます。このサービスは、保健医療の専門職によって提供される支援で、生活機能を改善するための運動器の向上を目指しているというところは聞いてございます。稲城市においては、聞きましたところ市内に4カ所の接骨院で実施をしているということで、週2回の個別のプログラム、筋力トレーニングであるとかバランスアップ、ストレッチ等を提供しているということでございます。評価といたしますか——の内容でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、多様なサービスによる提供事業者がふえるということは、多様なサービスを提供できるということで望ましいというふうには考えているところでございます。

○16番（佐竹康彦君） こういった事業者もあるのが望ましいというような御答弁いただきました。関係者の方に聞いてみますと、来年からお隣の小平とか東村山、また西東京のほうでも、こういった接骨師会等の協力も得ながら事業を進めていく話が今、進んでいるようでございまして、こういった他市の事例を参考に、新たな通所型サービスの中で、特にこのサービスCにおいて、接骨師会の方々と連携して事業展開を当市でも検討していただければと思います。災害協定等も、この団体とは結んでおりまして、一定の関係性も持っておりますので、ぜひとも今後こういった検討の一つに加えていただければなというふうに思うんですけれども、この点についていかがでございでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 今後の事業展開でございますけれども、事業対象者となります要支援者の方等の状況ですとか、あるいはケアプランの分析を行いながら、必要なサービスの内容、サービス量を考えながら検討していく必要があるだろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さまざまな状況あるかと思えますけれども、ぜひとも多くの場をふやすということ、観点から、ぜひともお願いできればと思います。

こういった事業者に委託する、どのような事業内容になると考えられるのか。またこうした事業を、こういった接骨師会等に事業委託する際に、その基準、クリアしなければいけないハードルというのはどのようなものがあるのか、教えていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 委託事業で考えられるということとなりますが、稲城市でやってみようという通所型のサービスCというところの事業展開が考えられますけれども、事業を委託する際の基準等につきましては、これから地域の実情に合わせて市で基準を規定していくということもございまして、他市も参考にしながら検討をさらに進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 何分、この地域包括ケアシステムについては、これから制度設計等、全てやって、なおかつ29年の4月に始めていかなければいけないということで、大変な作業量になるかと思えますけど、ぜひともこういった観点で、介護予防、重要であるということ、効果もあるということ、また多くの選択肢があったほうが良いというようなことでございますので、ぜひともこういった接骨師会との協力も得るといふようなことも含めながら、この介護予防事業の充実を図っていただければなというふうに思います。やはり高齢者の健康と自立した生活のためには、さまざまなこういった事業に自発的に、また自分を律するという意味での自律的に取り組める環境づくり、場の増設が、今後の地域包括ケアシステムにおいても、重要なポイントの一つになるだろうというふうに考えております。現在でも、先ほど申し上げましたけども、医療機関の方々、社会福祉法人等の事業者の方々にも精いっぱい努力もしていただいている事業ではございますけれども、その中でさらにプラスアルファ、場の増設ということに努めていただきたい、このように要望させていただければと思います。

以上で1点目の質問については終了させていただきます。

続きまして、2点目の質問、教員の業務負担軽減についてお伺いをさせていただきます。

さまざま業務負担があるというようにお話いただきました。壇上でも取り上げましたけれども、「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して～」、この中の指摘を再度確認させていただきます。

中学校等の教員を対象としたOECD国際教員指導環境調査によると、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国最長（日本53.9時間、参加国平均38.3時間）である。中でも、授業時間は参加国平均と同程度である一方、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長い（日本7.7時間、参加国平均2.1時間）ほか、事務業務（日本5.5時間、参加国平均2.9時間）等も長いという結果が出ており、教員の多忙さが指摘されている。というふうに考えております。

このガイドラインに示されております副校長・教頭の負担率、そして教員の負担率が50%を超えている業務、これ幾つか私も拝見させていただきました。たくさんあるんですけども、これはどのようなものなのか、それは東大和市の学校現場にも当てはまるものなのかどうか、この点について確認をさせていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 教員の業務負担のガイドラインが示されておりますけれども、まずは副校長・教頭の負担率、50%を超えてる業務についてでございます。こちらは従事率が50%以上という業務の中で出ているものですが、まずは副校長・教頭の負担率50%超えの業務は、国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応、また次に給食費の集金、支払い、未納者への対応、また学校徴収金に関する業務、これは未納者への対応ということが大きいものかと思われます。また保護者・地域からの要望・苦情等への対応というように、今4つ挙げましたが、6業務ぐらいございます。

また、教員のほうの負担率50%超えの業務につきましては、16業務ぐらい出ておりました。その中で上位、主なものは、国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応、研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成、保護者・地域からの要望・苦情等への対応、児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計、また成績関係の作成というふうに続いております。以下、10以上、ちょっと業務がありますが、ちょっと省略をさせていただきますが、かなり多岐にわたっております。

東大和市の教育、学校現場にも当てはまるかということでございますけれども、傾向等は似ているのかなと

いうふうに思っております。こちらは独自で調査しておりませんので、なかなか把握というものはできませんが、同じような傾向にあるかなというふうに思っておりますが、ただその中で給食費の集金とか、またその督促等につきましては、こちらは当市におきましては学校のほうで行ってございませぬので、こちらは当てはまらないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 市で独自で調査してないけれども、傾向的には似てるというようなお話、聞かせていただきました。やはり東大和市の教員の方々も、多忙であるというふうに認識をさせていただきます。また給食費につきましては、別途これは業務で外れてるということで、改善に向けて御努力いただいているのかなというふうに思っております。

こういった業務内容とその負担について、教育委員会としてはどのような認識を持っているのか、またどうしてこれらが負担と感ぜられるのかということについて、確認をさせていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） この業務内容の中には、先ほども申し上げましたが、成績とか通知表の作成、または週の指導計画、週案と呼ばれているようなもの、また授業の指導案、そういう作成など、教員として当然しなければならないというような業務も含まれているかと思っております。このガイドラインの中には示されているのですけれども、業務に対する負担感というものにつきましては、短時間でそれをしなさいということで求められているものだったりとか、または非効率的な手段を求められたりとか、またはそのほかの教員との協力体制というものがないというようなことがあったりとか、さまざまな要因が重なり合って、その負担感につながっているというようなことも考えられます。その業務に対する負担感と多忙さというものは、必ずしも一致するものではないというふうには捉えておりますが、ただ仕事への向上心とか教員のモチベーションの問題、そういうものを考えますと、その負担を感じている業務への対策というものについては、考慮していくことが重要であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さまざまな状況、述べていただきまして、改善をすることが必要であると、考慮することが必要であるというような御認識であるというふうに思います。また、もう一步、似たような質問なんですけれども、会計に関する事柄ですね、先ほどございました教材費ですとか、PTA会費はどうなんでしょうか——等々取り扱い業務、また教材の納品の確認、関連業者との打ち合わせ、こういった副次的な業務について、実際の現場の負担、どのようなものなのか、現場の教員の方々、どのように考えているのか、今、市では調査してないというようなお話でございましたけれども、これについて把握してるようなことあれば教えていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） お金を扱うことに関しましては、特に教員のほうは神経を使います。そういうわけで、負担感もあるのではないかなというふうに思ってるところです。また教材の発注の関係であったりとか、また業者との打ち合わせというようなことで、直接子供たちの指導につながっていない業務と、基本的には根っこではつながってはいるんですけれども、それらについても多くの時間を費やして他の業務に影響を与えるというようなことは確かなことかなというふうに思っております。しかし、集金作業についても、その集金作業を通して子供のここの様子がわかったりとか、また子供のそういう学習の様子を思い浮かべながら、業者との打ち合わせももちろんしますので、教員としては余り大きな負担ではないかなというふうにも考えております。本当に子供たちの活動につながっていない業務、例えば先ほど集金の督促とありましたけど、集金

の督促であったりとか、または調査ものであったりとか、アンケートであったりとか、そういうものが教員としては大きな負担というふうにつながっているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

集金業務の中でも、子供の様子がわかるというようなお話、ちょっと我々の感覚とは違うのかなというようなところもございました。市として、こういった、例えば今挙げていただきましたような、特に負担に感じる集金のほうの督促のほうですとか、またアンケート調査等の事務処理のことなんでしょうか、こういった業務の負担が軽減されることで、教員の方々が本来の業務に時間が割り当てられて、それが児童・生徒の学力向上ですとか、また市全体の教育力の向上につながっていくというふうに考えられるものなのかどうか、この点についての御認識を伺います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 教員は、子供たちのために本当にさまざまな業務をこなしております。やはり学習指導だけではなくて、今お話がありましたような集金作業というようなこともございます。そういうことで、多忙な毎日を送っているということは確かなのですけれども、その業務負担が軽減されることによって、教員が子供たちとじっくりと向き合える時間というものが確保されて、教材研究とか授業づくりとか、そういうものに専念できるというふうになるのではないかなというふうに思っております。そして自身の教員の資質というものが、それによって高まっていくというようなことも期待ができるのではないかとということで、子供たちの学力、そして市全体の教育の向上ということにもつながっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

一般企業に勤めてた身からしますと、本来業務以外のことであれば、ほかに例えば部署を設けて、ほかに事務員がいて、その方々にやってもらって、それぞれ事務作業を分担して、効率化して、より自分の仕事に集中していく、こういった形がいいのではないかなというふうに思うんです。その中で、先ほどの調査の中でも、各学校が現在講じている業務改善のための方策では、ICTの導入ですとか事務の共同実施、事務職員との役割分担、地域人材の活用、プロセス見直し、業務改善、廃止を含む業務精選、業務の外部委託の方法などがとられているようでございます。

そこでお伺いするんですけれども、こういった副次的な業務を担当するための事務員の配置、新たな人の手当をすることができるのかどうか。私個人の感覚からいえば、忙しい業務であれば、もうほかの人に任せてやってもらって、進めたほうがいいんじゃないかというふうに考えるんですけども、こういったできる場合はどのような形態をとるのかも含めてお聞かせいただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 当市の小中学校におきましては、東京都の事務職員と市の事務職員というものが配置されております。その状況の中で、さらにプラスして事務員を配置するというようなことにつきましては、予算上のことも含めまして、また大きくなればなるほど、また公立というような部分で、教員もその事務とのかかわりというようなことも考えると、効率化ということを考えると難しいというところもあるというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） こういった新たな人の手当ができない、現状さまざまな理由があるということをお伺いしました。であれば、先ほど御答弁もいただきましたけども、そういった負担を感じるような事務を軽減すると

いうことの意味において、現状そういった都の事務員の方、市の事務員の方の協力を得て、そういった負担を軽減することが可能なかどうか、この点について伺います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** それは、可能であるというふうに捉えております。例えば集金業務の一部の取り扱いとか教材の発注、また備品とか施設の点検、それから修繕、そういうものについては事務職員と役割分担をして、行うことができるのではないかと考えております。そのためには、やはり今度、事務職員のほうの業務の負担というものも考えてはいかなければいけない、配慮しなければいけないものですから、そこは校長のリーダーシップのもと、全ての教職員の業務というものを、役割分担をしっかりと見直しをして、そして明確化するというようなことが業務の効率化、最適化につながっていくのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** その校長先生等には大変、またこの仕事をふやしてしまうのかもしれませんが、ぜひともそういった役割分担の見直し等を含めて、現場の先生方の苦勞が少しでも減るような形に進めていただければなというふうに思います。

金銭の徴収など会計処理についてなんですけども、先ほどのアンケートだと管理職の方、副校長・教頭先生の業務負担になっているというふうなことがわかると思います。管理職の方は、その他の業務についても大変負担が多いようですけれども、こういった会計処理も含めて、その管理職の方の負担の軽減について、市の教育委員会はどのように認識をし、課題解決に向けてどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 管理職、特に東京都では副校長のことについての業務についてですけれども、多岐にわたっているということで、学校や地域、子供のことで知らないことはないというぐらい、副校長は全てのことを把握しているというようなところで、業務が多岐にわたっているのかなと思っております。

会計処理につきましては、副校長はお金や会計簿の管理をする程度で、本市においてそれほど会計業務については負担になっているというふうには思っておりませんが、しかしそのほかの業務については、朝早くから夜遅くまで多くの業務をこなし、副校長の負担というものについては大きなものがあるかなというふうに捉えております。

また、その課題解決に向けて、どのようなことに取り組んでいるかということにつきましては、簡単などころからいいますと、市の中でもいろんな課がございますので、連携をして、同じようなことを聞くような調査ものを、調査を依頼するというようなことはしないようにしたりとか、またちょとしたことなんですけれども、市の教育委員会から電話をして副校長にいろいろと話を聞くときには、副校長先生の動きを予想しながら電話する時間を考えたりとか、また行事はどんなものがあるかということを見ながら、その連絡をするというようなことでございます。

また大きなことで申しますと、副校長の業務負担として、東京都のほうで学校に学校経営支援組織というものを設置して、副校長の業務を組織で分担して実施するという校務改善の推進を都のほうでは行っております。仕事の分担内容は、例えば学校だよりとか調査報告文書等、副校長が1人で今まで担っていた仕事を、担当を決めて行うというものでございます。教員もその中に参加して、組織の一員となるのですけれども、その教員は時数の軽減というものがございまして、その副校長の業務をやっている中では、授業は軽減されて、そこに講師の先生を充てるというような、そんな措置も東京都のほうでは推進をしております。これらのことについては、市内においても各校長のほうに、そのモデルを示して、また話をして校務改善につなげていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今東京都の取り組みも御紹介いただきましたけども、ぜひとも市としても、そういった取り組みを進めていただければなというふうに思います。やはり現場の先生方の負担、また管理職の方の負担が重ければ重いほど、学校現場の子供たちへの接し方にもさまざまな影響が出てくるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、先ほどと同じ答弁だと思うんですけど、こういった管理職の方々に対する新たな人の手当てというのは可能なのか。今東京都の取り組み、伺わせていただきましたけども、市として独自にそういった人の手当てというのは可能なのかどうか、難しいかもしれませんが、この点について確認をさせていただきます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 市のほうで、独自で管理職のその業務の負担をするために、負担を軽減するために配置をするというのは、なかなか難しいというふうに思いますが、東京都の非常勤教員として副校長の補佐をするというような、そういう役割も非常勤教員の中にはありますので、こちらを校長のリーダーシップのもと、そういう配置をしながら進めていくということが一番の近道だというふうに捉えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、校長先生方にもお呼びかけいただければなというふうに思います。

もう1点、会計処理等につきましては、例えば国立市などでは年度当初に一定額を銀行に振り込んで納めてもらって、後で過不足等について精算しているようでございます。このことで現場の教員の方が、金銭を扱うのに要する作業が軽減されている、こういったことでございます。こういった仕組みも始めることも一つの方策ではあると思いますけども、この点についてはいかがでございましょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在、当市におきましても、中学校でその振り込みを活用しての集金と、教材費の集金を行っております。しかし、小学校においては、まだ現金での集金というような形になっておまして、しかしながら金額が大きくなっていけばいくほど、子供がやはり現金を持って学校に行くというのは、非常に難しいというようなところもございます。保護者会等を利用して、保護者が持ってくるということもあるのですけれども、移動教室とか卒業アルバムとか、そういうような集金の場合には、そういう振り込みでというようなことも今後考えていけるかなと思いますので、また学校のほうとも相談しながら進めていければと思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） この点についても、ぜひ御検討し、進めていただければなというふうに考えております。

また教員の方の労働時間の短縮という観点からすると、子育て世代の教員の就労時間にも配慮が必要だというふうに思います。こうしたことも考えていただきながら、教員の方が働きやすい環境をつくることで、現場の教育力、活力、こういったものが維持される、よい影響が出てくるだろうというふうに考えますけども、この点について端的で結構ですので、お考えがあれば教えていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 子育て世代の教員も、大変日々忙しい中で、自分の子育て、そして子供たちのためにというふうに働いているところです。この育児というようなところで、育児短時間の勤務というようなことも、東京都の決まりの中でもありますので、そのような活用も学校のほうで管理職と相談しながら、どういふふうに業務をこなしていったらいいかというようなことは、相談しながらやっていければというふうに捉えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） この点についても、ぜひよろしく願いいたします。

ちょっと別の角度からなんですけれども、文部科学大臣の諮問機関でございます中央教育審議会の作業部会が、やはりこの7月に「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」、こういった内容の中間報告をまとめました。学校を一つのチームとして、校長のリーダーシップのもと、教員と専門スタッフがチームとして教育現場の諸課題に対応するチーム学校の実現、こういったものを目指す内容になっております。

我が国の教職員の現状といたしまして、我が国の学校は、教員以外の専門スタッフの割合が諸外国と比べて低い現状がある。日本の教員は、授業以外に生徒指導、部活動等の授業以外の業務を多く行っており、授業等に専念することができない現状がある。このように述べられております。

そこで、教員の専門性だけでは対応が困難になっておりまして、教員の専門性の向上を図るとともに、教員に加えて多様な専門スタッフを配置し、さまざまな業務を連携、分担して、チームとして職務を担う体制を整備することで、学校の教職員構造を転換する。学校の教育力、組織力を向上させ、一人一人の子供の状況に応じた教育を実現しようとしております。

例えばさまざまな例の一つといたしまして、部活動の指導や引率をする部活動支援員、地域の力を生かす地域連携担当教職員、こういったものの設置、また管理職と教職員、専門スタッフのつなぎ役としての主幹教諭制度の充実、こういったことが挙げられております。こういったチームという観点に立って、新たな人材を学校現場に糾合し、活躍してもらうことも重要な観点なのかなというふうに考えます。こういった考え方について、市としてはどのように認識をしておられるのか、またこういうチームでということであると、当市でも既に取り組んでる事柄も多いと思うんですけれども、これらに対する評価、今後の人員をふやしていくということの展望などもお聞かせいただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） チーム学校というようなことでございますけれども、このチーム学校として組織的に対応していくということにつきましては、学校運営上、大変重要なことであるというふうに捉えておりまして、教育委員会としても学校に日々、お願いをしているところです。新たな人材を学校現場に入れていくというようなことに関しましては、専門スタッフということを配置すること、学校の教育力というものをアップするというふうに捉えておりますけれども、管理職としてはサービスの管理が、またさらにふえていくというようなところもあって、そのあたりはジレンマもあるのですけれども、現在さまざまな人材を学校の現場に配置して教育活動を展開しておりますけれども、その人材を配置するというようなことに関しましては、学校が抱えている課題等を、その実情に応じて配置をするというようなことで、効果的な配置が必要になってくるかなというふうに思います。一律にたくさん人を充てればよいというような考え方ではないということでございます。

現在、当市で既に人材を配置しているものとしては、さまざまなものがございまして、これは学校によっても多少違いはあるのですけれども、子供の学習にかかわるというようなところでは、少人数学習指導員やチームティーチャー、学校図書館指導員、また学習支援員、それからプール指導員であったり補習教室の指導員、または子ども支援員、メンタルサポートスタッフというようなものがございまして、また生活等においても、係る人材としても、教育ボランティアや学校と家庭の支援員、スクールカウンセラー、部活動の外部指導員、さまざまな方が学校現場に入って取り組んでいるところです。それぞれ専門性を有している方々でございまして、積極的にかかわってくださること、学校の課題に対しても適切に対応して下さっております。また教員

と連携も図っていただいて、役割も明確化することで、より質の高い教育が展開されているということをご認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そういった意味では、当市では既にこのチーム学校の実現ということについては、かなりの程度進んでいるということであるというふうに認識をさせていただきます。ぜひともこの点、今までもかなり予算もつけて、人員も配置してやっていただいておりますけれども、こういったさらに強化をしていただくように、ぜひともお願いをさせていただきます。

次に、教育指導業務の業務負担を軽減させるための環境整備についてなんですけれども、教育委員会ではどのような取り組みをされておられるのか、今後の展望についてお聞かせいただければというふうに思うんです。教育長答弁等でもございましたけれども、今年度、2学期から校務、業務の電算機器の更新ということ、この実施計画にも27年度にそういった更新をしていくというようなことで計画に載っております。ハードの整備、これを充実させた上でこの業務を行っていくんですけども、現在の現状と今後そういったハードをより充実させていくためのソフトのほうの充実も図っていくことも必要だというふうに思います。この点について、市の御認識を伺わせていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 校務の効率化としまして、指導室のほうでは教員に指導用のパソコンとか、またプロジェクターとか書画カメラという実物投影機みたいなものですね、そちらをICT機器として整備をしてきているというような現状がございます。今後、最新機器への更新、例えば教員が授業でタブレットパソコンを使用して授業が進められるとか、他地区のそういう取り組み、先進的な取り組みを研究いたしまして、その環境整備には努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（岩本尚史君） 教員が使用する校務用パソコンにつきましては、ここでちょうど基盤整備を行ったばかりでございますので、まずは新しい機器、ネットワークシステムを十分に使いこなせるように、サポート体制を整えていきたいと考えております。また校務支援ソフトにつきましては、現在、各学校の要望に沿って、これまで取り扱いになれたものを引き継いでおります。今後ソフトの充実につきましては、学校現場の状況等を踏まえて、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。現場で使うさまざまなICT化のさらなる推進、また今、課長のほうからも御答弁いただきました内容、ぜひとも今後とも進めていただけて、さらなる効率化を図っていただければなというふうに思います。

もう1点、ちょっと別の角度なんですけれども、外部委託ということに関しまして、先ほどの御答弁から外部委託はないのかなと思いつつながら、こういった負担軽減のために外部業者へ、これらの業務、渡せるものは全て渡していくというようなこと、こういったお考えはあるのかどうか、可能なのかどうか、この点についてお聞かせください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 外部業者への委託については、こちらはかなりちょっと難しいかなというふうに、費用もかかるというようなこともあって難しいというふうに思っております。ただ、保護者とか地域の方々に協力をお願いするというようなことは、考えられるかなというふうに思っております。学校の実態等にもよりますが、例えば集金作業についてはPTAの方々に協力をお願いするというようなことであつた

りとか、または単純なアンケートの集計作業であれば、そちらはボランティアの方をお願いをするというように、また地域での子供の問題行動等への対応については、地域人材を活用するというようなことを通して、そのような業務負担というようなところにつながっていくのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

先ほどの介護のお話もそうですが、教育もやはり地域を挙げて、地域の総力戦で当たっていかなくやいけないものなのかなというふうに認識をさせていただきました。

今後のこの学校の中での事務的な業務の取り扱いに対する都ですとか市の考え方、今後どのようにしていくのかなということについて、お聞かせいただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 小中学校におきましては、都の事務職員につきましては、ほとんど1人配置ということになっております。担当する業務というものは、その事務職員の経験等に変化を受けやすいというようなこともありまして、そのために事務職員の業務を改善する上で、事務の共同実施、そういう組織をつくるということの考えが都のほうではあります。幾つかの区市において、その事務の共同実施というものを始めているところもあるのですが、当市においては先行実施している区市の様子を見て、研究していきたいというふうに考えております。そして、今後の事務の業務のあり方というものを、これから考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） あともう一つ、先ほど校務のハード整備の面のことを伺いましたけれども、こういったものの財政負担がどのようになってるのか、確認させてください。東京都ですとか国の補助がどのようになっているのか、その充実について、市としてはどのような形で要望しているのか、その内容についてお聞かせいただければと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 東大和市におきましても、校務の効率化、そしてひいては学力の向上に向けてということで、今年度、2学期から校務パソコンのネットワークシステム、基盤整備を行ったところでございます。この財源につきましては、東京都にも御相談もしたんですが、結果的には特定財源等がない中で、市長部局の御理解、御協力で、大変大きな予算を伴いましたけれども、実現をいたしました。東京都の教育長会を通じましても、教育施策あるいは予算の要望という観点で実施しております。具体的には継続要望でございますけれども、児童・生徒が学力を定着させる、あるいは向上させていくためには、ICT機器の整備が必要であるということ、また校務の情報化、また教員のサポート等の推進に向けて、財政的な支援をぜひお願いしたいということは要望している状況でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ぜひとも、今後ともそういった形で強く御支援いただけるような、そういった要望を続けていただければなというふうに思います。いずれにいたしましても、教員の方の事務負担軽減、こういったことを進めることで、教育そのものの質を高める努力、こういったものをぜひとも市のほうにしていきたいなというふうに思います。その方策といたしまして、人員の配置、業務分担の工夫、またハードもソフトも含めた作業効率化のための環境整備、これにぜひとも一層力を入れていただければなというふうに思います。また国や都、他地域の動向も注視していただきながら、先ほど申し上げましたチーム学校、こういったもののさらなる進化

ということも、ぜひとも進めていただければなというふうに思います。こういったさまざまな取り組みによりまして、子供と向き合う時間がふえて教育の研究に力を注ぐ、また一人一人の個性や学習状況に応じた質の高い教育指導も可能になっていくというふうに思っております。こういったさまざまな方向性が国においても議論されております。何かしらの施策が立てられて、国や都からも関連予算がつくことも期待したいというふうに思いますけれども、こういったことも想定しながら、現在において市で可能な限りの手だてをしていただきたいというふうに思います。

最後に、この件につきまして教育長の御見解、ありましたらお聞かせいただければと思います。

○教育長（真如昌美君） 教員の業務の負担につきましては、これはもうずっと続けられてきている問題であり、またその課題なんですね。そのたびに、やっぱり調査をして、どういうふうな取り組みをしていったらいいかというふうなことをやってきてんですけども、その調査をするたびにまた負担がかかるんですよ。簡単にマル・バツをつけて終わりという調査じゃありませんから、長い期間、集計をして、そして東京都なり国のほうに上げていくわけですから大変な負担になるということで、一度お叱りをいただいたことが室長時代にありました。こんなことするから忙しいんだというふうなお叱りもいただいたことがありました。いずれにしてもそういう調査も必要で、改善に向けた取り組みをするために必要な調査ですので、その辺のところは話をして御理解いただいたんですけども、そういった調査についても私たちは精査をしてやっていかなきゃいけないなというふうに思っております。

学校の仕事というのは、非常に変わったところがありまして、一度、1日校長なり1日先生なりやっていただければよくわかるんですけどということで、PTAの方にお話しをしたことがあるんですけども、例えば私たちは1日の時間、おおよそデザインができるんですね。ところが、学校の先生というのは、特に担任は一こま一こま時間が決まっていますので、その時間に沿ってどんどんどん処理をしていかなきゃいけない。それが終わると、もう今度は休憩時間に入って、子供を帰しても休憩時間ですから今度は休まなきゃいけないんで休みますね。その休憩が終わると、もう勤務時間が終業に近くなってしまって、実際の仕事ができる時間というのは1時間あればいいほうかなというような感じなんですね。そういう中で、子供たちの指導計画を考えたり、きょう1日を振り返って評価をしたりとか、さまざまな仕事をやってるわけです。ですから、簡単に改善ができるかという、そうではないところがあるんですけども、それにしてもさまざまな努力をしながらやっていかなきゃいけないなというふうに思っております。

また大きく変わったのは、やはり以前は校長、副校長、昔は教頭って言ってましたね。校長、教頭、教員という3層でできてる組織なんですけども、今は校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭、そのほかにも小さなものを挙げればたくさん職層が分かれております。ですから、その職層に合った組織の動かし方をしていかなければ、多分忙しいままで改善されないということがありますから、今後も校長先生方とよく相談して、そして一緒に校務の改善、子供に向き合う時間が多くなるようにどうすればいいかということについて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時29分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） 先ほど教育長にも御答弁いただきまして、現場の教員の方々がどれだけ大変なのかということも改めて認識をさせていただきました。ぜひともそういった教員の方々の負担が少なくなるように、改善に向けてさまざまな形で御努力をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

次は、ごみの関係の質問でございます。

市長答弁で、不燃ごみの処理方法につきましては確認をさせていただきました。もう一度、さらに詳しく、現状の不燃ごみとして処理される廃棄物の内容はどのようなものなのか、これを確認させていただければと思います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 毎年、東京たま広域資源循環組合では、焼却灰の組成と不燃物の組成状況を調査しております。本年5月に実施しました循環組合の調査結果によりますと、ガラス、陶磁器類を主な内容といたします不燃物、こちらで57.6%、紙、繊維、草木で主な内容とするものの可燃物、こちらが5.3%、その他、焼却不適物ということで37.1%、これらが二ツ塚処分場へ搬入している不燃物の主な内容となっております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 当市でも、こういったものを、そうしますと不燃として埋め立てさせていただいているということだというふうに思います。

不燃残渣の二ツ塚処分場への搬入につきましては、分量が冒頭の答弁で、埋め立て配分量33立方メートルのうち、実績29立方メートル、4立方メートルの埋立地への貢献、ごみの減量が図られているということでございます。市もごみゼロに向けてさまざまな御努力をいただく中で、不燃残渣も減っているのかなというふうに認識をさせていただきます。

それでは、これらの財政負担につきましては、まず大きくは日の出町のほうの処分場についてかかる費用、特にこの不燃残渣の処理についてかかる費用と、あわせて教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 昨年度、循環組合のほうへ支払いました分担金、こちらが合計で2億3,895万8,000円となっております。そのうち不燃物にかかわる経費ということで、二ツ塚処分場事業費、こちらを3,952万1,000円、支払ったという内容となっております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 全体で2億円以上、また不燃物の処理でも4,000万円近くがかかっているということで、かなりな財政負担ではないのかなというふうに考えます。

そこで、資料として配付をさせていただいたものでございますけれども、今回、議員の皆様を代表して東京たま広域資源循環組合の派遣議員として行かせていただいております。その中でいただいた資料の中、右下のほう第5次計画の主な変更点ということでございまして、今組合のほうでは、平成27年度までが第4次計画ということで、28年度から32年度まで、この5カ年の第5次計画を今策定中ではございまして、その新しい計画の中におきまして、不燃残渣の埋め立てにかかわる負担金の計算方法が変更される予定だということで情報提供ございました。

少々読ませていただきますけれども、「二ツ塚処分場へ搬入される不燃残渣の処理にかかる事業費について、現在不燃残渣の非搬入団体が約4割に達している中、費用負担の明確化を図るため、下記のとおり変更にな

る」ということで、今現行は二ツ塚処分場の費用、全組織が負担をしていると。これが第5次の計画に変わりますと、建設管理費につきましては全組織が負担するけれども、埋め立て処分場の費用については、不燃残渣を搬入した組織団体が負担をすると、こういった形になっております。こういったことを考えますと、組合のほうではこの処分場の延命を図るために、なるべくそういったものを持ち込ませないような手だてを、加盟の自治体に求めているというふうに解されるわけでございます。

そこでなんですけれども、現在この不燃残渣を搬入していない非搬入団体、約4割ということであるんですけど、現在その搬入をしていない自治体は、どのような方法でこの不燃ごみを処理しているのかお聞かせください。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現在、不燃物を搬入していない団体につきましてはおおむね二通りでございます。

1つは、破碎後、全て全量を焼却する方法をとってます。もう1点は、破碎後の不燃物を民間事業者等を活用した中で、委託によるリサイクル、こういった形をとっている2通りとなっております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 破碎後、全部を焼却するか、民間に委託してリサイクルをしているかということで、二ツ塚処分場に搬入していないということでもございました。そうしますと、例えばこの2つの方法につきまして、現在、当市は搬入をしている団体なんですけれども、こういった不燃物のごみ、今搬入しているものを全て燃やしたりとか、また民間に委託してリサイクルをすること、当市としてはそういった方法をとることが可能なかどうか、この点について伺わせてください。

○環境部長（田口茂夫君） 当市におきまして、不燃残渣の削減対策といたしまして、まず市では不燃ごみにつきましても平成26年10月から有料化を実施しております。状況といたしましては、他の議員の一般質問等でもお答えをさせていただきますとおり、市民の皆様の御協力によりまして、おおむね半減程度というふうな状況となっております。また今御質問のありました不燃残渣を二ツ塚に搬入しないこと、先ほど課長からお話がありましたとおり破碎後の焼却処理、または民間ルートのリサイクル、この二通りの採用につきましては、財政的な関係、また処理対応も含めまして、小平・村山・大和衛生組合並びにその組織市ですね、また施設の周辺地域住民との調整が整えば、これはあくまでも整えばという前提条件でありますけれども、そういったことは可能になるかなというふうには考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 整えばということで、さまざまなクリアしなければいけないハードルはあるけれども、今持っているこの3市の小村大の施設で、例えば焼却する能力はあるということでも理解してよろしいでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現在の小平・村山・大和衛生組合の焼却施設の能力ですとか、規模等から考えますと、技術的には焼却することは可能でございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

また外部、民間業者に委託ということは、業者と協定を結べばということで可能なかなというふうに思います。

あともう一つ、先ほどの財政的な面なんですけれども、これで仮に当市が不燃残渣を搬入しなくなった場合に、財政的にどれぐらいの効果が見込めるものなのか、仮定の話ですのでわかりづらいかと思うんですけども、お

わかりでしたら教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今年度、東大和市が循環組合へ支払っております分担金額でございますが、こちらが2億3,448万7,000円となっております。この今年度の分担金額を、この第5次減容化計画が施行された場合に置きかえた場合の例としまして算出いたしますと、現在の分担金額が18万2,000円ほど上昇するという形になります。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

18万2,000円分は上昇するという。まあそれでも現状とさほど変わりはない。ただ、ふえることはふえるということで理解をさせていただきました。

やはり非搬入団体が約4割に達している現状の中で、二ツ塚の処分場としても、冒頭、市長の答弁でもお答えいただきましたけども、ほかに埋め立てるような土地が見つからない現状の中で、延命を図っていかなければいけない、こういったふうな組合の考え方からいたしますと、やはり当市もこの不燃残渣につきましては、非搬入を進めることが今後の廃棄物の処理施策として重要であるというふうに考えます。今さまざまなハードルはある、超えなきゃいけないハードルはあるけれども、技術的には燃やすことも可能だし、当然民間に委託してリサイクルしていくことも可能だというようなことだと思いますので、こういったことについて今後市として不燃残渣についても搬入しないような形で検討していくということ、このことについての市の御認識を伺えればと思います。

○副市長（小島昇公君） 東京たま広域資源循環組合ですね、こちらが作成いたします減容化計画、大きく2つの目的を掲げております。1点目は二ツ塚処分場の延命化、2点目がエコセメント化施設の安定的、効率的な運用、これが2つの大きな目的となっております。そして、当初の埋め立て期間が約16年とされていましたが二ツ塚の処分場、こちらはエコセメント化施設の本格稼働によりまして、埋め立て量が大幅に減少したということで、現状30年以上使用が可能となっているという状況でございます。しかし、冒頭、市長からお答えをさせていただいておりますが、今後、多摩地域におきまして次の最終処分場を確保するという事は、この処分場も非常に難産の上、多摩は一つだという決断でできたという経緯がございます。そういうことからいたしますと、二ツ塚処分場の延命化をしないと、次の場所というのを確保することは非常に困難だというふうに考えております。そういう意味でいいまでも延命化につながる施策、こちらは市としても大変重要であるというふうに考えています。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 大変重要であるというふうなお考えでございました。これにつきましては東大和市だけ先行してそういった形にできるのか、それとも今、3市共同でやっておりますので、3市共同の枠組みの中で考えていかなきゃいけないのか、この点についての御認識はいかがでございましょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 小平・村山・大和衛生組合、こちらへの搬入に関しましては当市単独で減量ということは施策的には可能かと思いますが、その中間処理をした後、二ツ塚への搬入に関しましては、組合での処理をした後ということになります。そういったことで3市で組合を構成し、3市の負担金等で組合で事業運営をしておりますことから、その処理については3市で考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひともこういった点、東大和市から率先して組合のほうにも投げかけていただけれ

ばなというふうに思います。

この件につきまして、端的で結構でございます。市長のお考え、最後、お聞かせいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○市長（尾崎保夫君） 不燃ごみ等、可燃も不燃も含めて、廃棄物というものを、以前も申し上げましたように、ゼロがベストだということで、目指す方向はそういう方向にというふうには思ってますけど、ただ現実的な課題としまして、取り組まなきゃいけないことはたくさんあるのかなというふうには思っております。これから、今回、有料化によってそれなりの効果は出てるのかなというふうには思っていますけども、さらなる減量に向けて、いろんな施策を組み合わせ、できる限り日の出のほうには持っていけないような方法がとればいいのかというふうには思っています。ありがとうございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひとも、よろしく願い申し上げます。

続きまして、4点目の路上喫煙の問題に移らせていただきます。

これまでのお取り組みにつきまして、啓発活動を中心という御答弁をいただきました。この路上喫煙の件につきましては、冒頭でも述べさせていただきましたけれども、病気をお持ちの方、特にぜんそく等、お持ちの方が、不意に道を、まちを歩いて煙を吸って発作がとまらないとか、またこれは若いお母さんから伺ったことなんですけれども、小さいお子さんが、それは何なのかかわからずに、ちょっとまだ煙のあるような吸い殻を拾ってしまうとか、そういった事例、大変危ない思いをした。また、実際に歩きたばこをしてやけどしそうになったとか、さまざまなお声をいただいております。そういったことも含めまして、ぜひともこういった防止についてお考え進めていただければなと思うんですが、その啓発活動のことなんですけれども、この啓発活動のその詳細と、あわせてその効果がどのようにあったのか、捉えておられるのでしょうか。また、そうした啓発活動とともに、公共施設ですとか、また公共空間、駅前などの公共空間で分煙はどの程度進んだのか、お聞かせいただければと思います。

○環境課長（関田孝志君） 啓発活動の具体的な内容としましては、環境市民の集い、また産業まつり、この場面において、東大和のたばこ協議会がブースを設けまして、喫煙者に対し、マナーアップのチラシ、また携帯灰皿、ライターなどの啓発グッズを配布を行い、ポイ捨て防止だとか歩行喫煙、路上喫煙の禁止、喫煙マナーの向上を訴える活動を継続的に実施してきてございます。これによりまして、喫煙者の意識の向上が図られ、たばこを吸わない方への配慮、また路上、歩行の喫煙者の減などにつながっているものと考えております。また公共施設におきましては、全ての施設において施設内禁煙というような形になってございます。公共施設以外の場所として、駅の空間ですね、こちらについては東大和市駅、また玉川上水駅、こちらのほうには喫煙場所を設けまして、歩行喫煙やポイ捨て防止、こちらのほうで分煙ができつつあるのかなというふうにご覧いただけます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

啓発活動による効果は上がっている、また公共空間等の分煙等もできつつあるというようなお話でございました。この路上喫煙の防止に関しまして、健康面及び環境面でのメリットはどのようなものがあると認識しておられるのか伺います。

○環境課長（関田孝志君） やはりメリットといたしましては、受動喫煙の防止ですね。また裸火による近隣者

へのやけど防止、またポイ捨ての防止がメリットではないかと考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 私もそのようだというふうに思っております。

それで、他自治体の動向に移らせていただきます。

特に多摩地域では、26市中16市が条例等設置して禁止区域を設けているということでございました。また料金を規定し、指導員を配置してる自治体もあるということでございました。東京都におきましては、冒頭、壇上でも申し上げましたけれども、千代田区は率先してまず取り組んでおられる。また杉並、大田、品川、板橋、世田谷、新宿、多くの自治体で同様な形で推進されております。また東京から一步離れまして、特に千葉県柏市では、市内の全ての公道で歩行喫煙を禁止している。また市内全域でポイ捨てを禁止してるということでございまして、全国で初めて喫煙禁止区域をし、全体の公道に広げるなど徹底した取り組みが行われております。再度になりますけれども、こうした条例制定をした自治体でどのような取り組みがなされ、どのような効果が上がっていると市では認識をされておられるでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） そういった市においては、禁煙というところの中で、広報を過大に行って、また指導員なんかを配置して徹底していると。また中には料金を取るというような形で、できるだけその効力が実効的なものになるように努力してるのではないかと。また、その効果につきましては、やはり喫煙場所以外でのポイ捨てが減ったとか、歩行喫煙の人数が減った、喫煙者のマナーの向上が図られた、受動喫煙の防止などではないだろうかと思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。実際の効果は出ていると。条例制定等による効果は出ているというふうな認識であると思います。

今後のことなんですけれども、この条例を制定することによるメリット、今申し上げていただきましたような内容かと思うんですけども、メリット、またデメリットでございますね、そういった点につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） メリットにつきましては、繰り返しになりますが、非喫煙者の副流煙による防止だとか、また喫煙マナーの向上、ポイ捨てなどの減少が見込まれます。またデメリットを考えますと、それを周知する費用の問題ですね、看板ですとか舗装を変えるだとか、また喫煙場所の新たな設置だとか、またそれを清掃するだとか、さらには指導員を配置して実効性のあるものにするだとか、そういった面の費用がかかってしまうのではないかと思います。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 確かに条例制定するだけでは実効性はないので、そういった仕事もしていただかなくてはならない、そのための費用は当然かかるということでございまして、その点が財政的な負担ということでデメリットということでございました。しかしながら、このメリットの点を考えますと、条例制定を推進していくべきではないのかなというふうに考えますけれども、この点についてはいかがでございましょうか。

○環境課長（関田孝志君） 今現状的には、東大和とすれば、先ほどから繰り返しておりますが、マナーアップキャンペーンですね、こちらを効果的に実施するというのが、まず第1段階かなと思います。喫煙者の一人一人の喫煙マナーの向上、これを訴える活動が第1だと。今後につきましては、やはり他の自治体における状況を研究し、また検討することも必要ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしましたら、ちょっと条例制定にいく手前で、条例を制定するまでにはいかないけれども、市としてこういったところは喫煙はやめてくださいねと、禁止ですよというような周知徹底はできないものかというふうに思うわけでございます。この禁止区域について、例えば人通りの多いところは当然ですけれども、例えば幼い子供たちが通う、行き交う場所、こういった区域も指定をして取り組んでいってはどうかなというふうに思うわけです。例えば幼稚園、保育園、小学校、中学校、児童館、学童保育所、また通学路、こういったことの禁止区域の指定ですとか、また病院近辺もそれに加えることなど、こういったことが、条例制定はしないけれども、そういった禁止区域をすることができるのかどうか、この点についての市の認識はいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほど課長のほうから、現在、学校等、そういった公共施設などにつきましては、特に学校は敷地内全域が禁煙になってございます。そういったことで、私ども学校等の状況を見てみますと、例えば保護者の方が運動会ですとか、または学校の校庭等を使って子供たちに野球ですとかサッカーを教えている保護者の方々が、要は敷地の外にといいいますか、校門の外で、走っていきながらあそこでたばこを吸ってまた戻るというような状況を目にすることもございます。そういったことで、仮にそれを周辺の道路も含めて、歩行者だけというのはなかなか難しいところもございますし、その目に見える状況等もいろいろあるかと思えます。そういったこととなりますと、やはり分煙という意味で喫煙場所の設置ですとか、どうしてもそういったことを含めると、そういったことも検討しなきゃいけないだろうというふうには思っております。病院の中においても同じような状況もございまして、病院の中に喫煙所を設けてるところも確かにあるのは承知はしてございます。そういったところで、ちょっと一概に全てをとりますと、なかなかそういった複雑な要素もございまして、現在マナーアップを進めていながら、先ほど課長からもお話がありましたとおり、状況等を検討していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 確かにいろいろ難しい面はあるかと思えますけれども、やはりそれでお困りの方、危険な思いをされた方のお声を聞きますと、やはり何かしらの手だてをしていただけないかなというふうに思うわけでございます。

それと同時に、片一方では、私もかつて喫煙者でございましたので、街角で一服したいなという思いもよくわかります。仮にそういった条例が制定された場合ですとか、禁止区域が設定された場合等について、喫煙者の権利についてどのように保護をされるのかについて、この点について伺わせていただければと思います。

○環境課長（関田孝志君） やはり喫煙禁止というふうになっても、吸いたい人がいるというのが現状でございます。ですので喫煙禁止区域というのを定めた中で、一定の場所で喫煙をさせるような設備が必要ではないかというふうに考えております。また新たに喫煙場所をつくるというのは、今現状、非常に難しいという状況になってございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

いろいろな面で今以上のことはなかなか難しいのかなというふうに思いますけれども、繰り返しになりますけど、それで大変な思いをされる方がいるということ、ぜひ御念頭に置いていただければと思います。

特に国ですとか東京都におきましては、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて、受動喫煙防止の

さらなる強化に向けた動きが見られるわけでございます。こうした状況も踏まえながら、最後になりますけども、繰り返しになるかもしれませんが、こういった受動喫煙防止、路上喫煙の防止に関しましての市のこれからの展望について、御見解、御所見を伺いたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員のほうから少しお話がございました2020年に開催されますオリンピック・パラリンピックに向けまして、東京都におきましては受動喫煙防止対策検討会というものの中で議論がされまして、2018年度までに条例化について引き続き検討を行うというふうな提言ですとか、また受動喫煙防止対策については、国が進めるべき課題であり、全国统一にすることが望ましいことから、国が法律により規制するよう働きかけるというふうなことが、本年5月にまとめられてございます。また本日の情報でございますけど、国も国会議員の動きの中で、法制定に向けた動きが少しあるようでございます。そういったことから、引き続きこういったところに注視をしていきまして、市としても検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そうしましたら、ぜひとも国の動向等も注視しながら、さまざまな市としてやれること、お考えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○副議長（中間建二君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

[2番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、福祉施設やスポーツ施設などの拡充・運用について（特に国有地、都有地、市有地などの活用について）。

米軍大和基地跡地で警視庁用地となった国有地9ヘクタールのうち、2.2ヘクタールが30年以上にわたって未利用のまま放置されている問題について、平成28年度末には警視庁から財務省に同地が引き継がれる予定であることが明らかになりました。市は平成32年度中の取得に向けて努力すると財務省に約束しています。

向原団地と東京街道団地の2つの都営住宅の空き地についても見直しが入り、東京街道団地については平成29年度以降、都営住宅のさらなる建設とともに、福祉施設等の建設に向けた動きが出ていることも市の答弁で明らかになりました。さらに東京都は、交通局、水道局、下水道局などの公営企業の未利用地についても福祉インフラへの活用方向を示しました。

市有地について、第一給食センター用地、第二給食センター用地、みのり福祉園用地などの今後の活用は大きな課題です。

そこで、伺います。

①市のこれまでの取り組みについて伺います。

②今後の市の取り組みについて、また課題について伺います。

③6月議会で市は、福祉施設、運動施設が不足していると答弁しました。未利用の国有地、都有地、市有地を活用すべきと考えますが、市の考えを伺います。

2、誰もが必要なサービスを受けられる介護保険制度に逆行する改悪について。

①医療・介護総合法による制度改定、介護報酬の引き下げ、介護保険料値上げの市民と事業者への影響について伺います。

②市の対応について伺います。

3、オスプレイの横田基地配備、安保法制、いわゆる「戦争法案」など市民の生命と安全を守る課題について。

①オスプレイの横田基地配備計画について、市として撤回を求めるべきと考えますが、いかがですか。

②集団的自衛権容認の閣議決定を受けた関連法整備について、3月議会に続き6月議会でも、市長は「今後の国会での審議を見守りたい」と答弁しました。国会に提出された法案は、憲法違反であり、アメリカの戦争のために日本の、東大和市の若者の命を差し出すための法案です。さらに、自治体も戦争体制に加担することになります。平和宣言都市として、市民の生命と安全を守る立場から反対を表明すべきです。いかがですか。

以上です。再質問については、自席にて行います。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市のこれまでの取り組みについてであります。国有地、都有地、市有地などの利活用について検討するために、平成26年4月に市有地等利活用検討委員会を設置しました。市有地等の利活用を議題として、該当する土地などについての情報収集と整理を行い、情報の共有をしているところであります。向原団地につきましては、向原地区プロジェクトが中止の状態にありますが、平成26年11月に東京都が創出用地の活用について改めて検討を行うことを表明したことから、その状況を注視しているところであります。また東京街道団地につきましては、東京都において後期建て替え計画を策定中であることから、情報収集に努めているところであります。

次に、今後の市の取り組みと課題についてであります。桜が丘3丁目の国有地につきましては、東京消防庁北多摩西部消防署庁舎の建て替え時の仮庁舎用地として、国から利用の承諾をいただいています。今後、当該国有地の取得に向けた利用計画を作成する必要があります。

次に、向原団地につきましては、東京都が創出用地の活用について改めて検討を行うこととしておりますことから、時期を捉えて必要な協議を行ってまいりたいと考えております。また東京街道団地につきましては、東京都において後期建て替え計画を策定中であることから、創出用地の活用につきましては、今後、東京都と協議を行ってまいりたいと考えております。市有地では、新しい施設の建設が始まっています給食センターとみのり福祉園の跡地、予定地について、利活用の方法を検討する必要があります。これらの土地の利活用については、いずれも市有地等利活用検討委員会において検討を進めてまいります。

次に、未利用の国有地、都有地、市有地の活用についてであります。国有地や都有地は有効活用が可能な大規模な土地であると認識しているところであります。市としましては、国及び東京都との連携を密にするとともに、その利活用につきましては公共施設全体の配置状況や、取得に要する費用の市財政に与える影響等、十分考慮しまして検討することが重要であると考えております。市有地につきましても、適切な利活用が図れるよう検討をしてまいります。

次に、介護保険の制度改正による市民と事業者への影響についてであります。今回の制度改正は将来にわたり制度の持続可能性を高めるため、地域包括ケアシステムの構築、費用負担の公平化及び低所得者の保険料負担の軽減の拡充とともに、必要な介護報酬の改定が行われたものであります。

次に、市の対応についてであります。市では介護保険料につきましては、介護給付費準備基金を取り崩し、保険料の上昇を抑制するとともに、低所得者につきましては、公費投入による保険料の軽減を行っております。さらに介護保険料の支払いが困難な方に対する市独自の負担軽減策を引き続き実施しております。また、これらの内容の周知や事業者への説明につきましては、市報や市公式ホームページ、ポスターなどにより適切に対応を行ってきたところであります。

次に、オスプレイの横田基地配備計画についてであります。市では引き続き横田基地周辺市町基地対策連絡会等から情報収集を行うとともに、広域的な課題でありますことから他市とも連携を図り、市の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、集团的自衛権容認の閣議決定を受けた関連法整備についてであります。現在、国会におきまして関連法案の審議を行っておりますので、引き続き審議の推移を見守りたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番(尾崎利一君) ありがとうございます。

それでは、順次、再質問を行います。

1のところ、福祉施設、スポーツ施設のところで、この③で伺ってるのは6月議会で福祉施設や運動施設が不足しているというふうに市は答弁しています。ですから、この未利用の国有地、都有地、市有地を活用するに当たって、やはり福祉施設、運動施設をどう整備するかということが、この最大の目標になるんじゃないかという点を伺ったんですが、この点についていかがでしょうか。

○企画財政部長(並木俊則君) 現在、東大和区域内のいろいろな国有地あるいは都有地、これは今、市長から答弁を申し上げましたように、市域内では非常に大規模な土地ということで、市としましてもこの利活用については十分な考えのもと検討し、利活用したいというのが重要だというふうに思っております。その中で、現在、市が抱えておりますいろいろな土地について、あるいは建築物について、そのようなものの課題につきましては、当然のごとくこれら市、区域内の国有地、都有地等も含めて、市有地も含めまして、いろいろな角度から十分な検討をもってして、将来を見据えて対応を図っていききたいというのが趣旨でございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 福祉施設や運動施設が不足してるという認識を市は持っているという答弁いただいているわけなので、これらの未利用の土地については、その配置を検討していくということで答弁をいただいたというふうに受けとめました。

それで今、米軍大和基地跡地、向原団地等が、市の市有地等について答弁ありましたけれども、9月1日付で参議院宿舎跡地約7,600平米について、市が取得する場合は3カ月以内に、意見については速やかに上げるように関東財務局から情報提供と意見照会があったということで、市議会議員に市から情報提供ありました。以前、市はこの土地については取得する意思はないという答弁をいただいた経過がありますけれども、この点、現時点ではいかがでしょうか。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) 現在、庁内各部の意見照会及び取得要望の有無につきまして、意見集約の準備をしているところでございます。その後、市有地等利活用検討委員会の開催を含め、国への回答を検討してまいります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 必ずしも取得しないということではないと、現時点ではいう答弁だったようだけれども、少なくとも9年前、平成18年ごろから、この参議院宿舍跡地売却の動きはありまして、当時、私はまだ議員じゃなかったんですけれども、すぐ北側のマンションの方々を訪問して御意見を伺ったことがあります。南側が参議院宿舍なので、ここは目の前にマンションが建つなどということはないだろうと安心して入ったのに、売却されてマンションなど建っては困るなどという御意見が多数寄せられました。

それで、その年、平成18年8月23日には、東大和市とこの問題で交渉しまして、その際の市の回答は、参議院宿舍跡地にマンションを建設するのは反対だ、東京都に取得するよう要望するなど、市民のための活用を目指して努力したいというものでした。この点について、現在も同じ見解かどうか伺います。それから、この土地の高さ制限、どうなっているのか伺います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 平成27年9月1日に市に届きました国有地に関する情報提供及び照会におきましては、当該国有地に係る地域の整備計画や環境保全等について市の意見求めるものでございました。市では、この整備計画等の意見に当たりましては、都市マスタープラン等の計画に即した内容を国へ回答する考えであります。

以上でございます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 高さ制限についてでございますが、こちらは25メートル、第二種高度地区という高度地区がかかっておりまして、絶対高さは25メートル、それから北側斜線は第二種の北側斜線の制限距離ということでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今答弁いただきましたが、平成18年8月23日の市の回答については、維持されてるのかどうかという点が不明でしたので、その点、改めて伺います。

それから、最近では東側にはマンションと戸建て住宅も建ちました。まずは周辺住民に情報提供して、意見を聞くなど、その意見を国に伝えるということも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいまの平成18年8月23日の当時の藤原市議との交渉における文書でございますが、当方では残念ながら入手いたしておりませんので、わかりかねることでございます。

以上でございます。

○企画財政部長（並木俊則君） もう1点の現在、桜が丘2丁目の国有地、参議院の青梅橋寮跡地の北側のマンションというところの部分でございますが、先ほど担当の副参事のほうからもお話ししましたように、現在3カ月間のうちに市の意見の紹介と取得の有無についてということで、期限を定められた中で回答をということで、今その回答する庁内では準備に入ったという状況でございます、そのような中で今、市としての見解を国のほうからは求められておりますので、そのようなところ、国ともまだ先週に文書が到達したところでございますので、調整しながら全体的な考えを持って、市としての総合的な意見を申し述べたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 平成18年8月23日の交渉について、文書がなくてわからないというのは、ちょっとこれは、いいんですか、こういうことで。そのとき回答した内容がわからないと、そのときの見解を維持するかどうかともわかりません。これでは何のために市と話し合っているのかわからないということになりませんか。これはきちっと調べていただきたいと思います。

このときの回答で、東京都に取得するよう要望するなど、要は市民のための活用を目指して努力したい、それが東京都かどうか別にしてですね——というのも大事だと思うんですが、これ地元自治体ということになると、東京都にもやはり意見照会、情報提供等、行ってるのではないかと思いますけども、ここら辺はどうなんでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 関東財務局へ確認いたしました。同じ文書が東京都へも送付をされたと聞いております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） そうであれば、東京都とも連絡を取り合っていただくことが大切ではないかなというふうに思うわけです。

それで、この9月1日の国からの文書の中には、待機児童解消加速化プランとして保育所を整備するに当たって国有地を活用する場合には、優先的売却や定期借地制度を利用した貸し付けを積極的に行うこととしておりますので、保育担当部局とも連携の上、ぜひ御検討ください。また防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図ることとしておりますので、防災担当部局とも連携の上、御検討くださいということも書かれていますが、ここら辺についてはいかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 現在、先ほどからも申し上げてございますが、9月1日付で国のほう、財務省の関東財務局立川出張所長のほうから、東大和市長宛てに、この参議院青梅橋寮の跡地についての情報提供があったというところで、9月1日にその通知をいただきましたので、早速、庁内においては同日、9月1日に市有地等利活用検討委員会を緊急開催しまして、各部で情報共有をしたというふうになっておりますので、今後、今これから、先ほど申し上げましたように、今内部でどのような形で検討に入るかというのを準備中でございますので、情報の共有はされたというところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） わかりました。9月1日に来たばかりなので、いろいろ聞かれてもね、これからということになるんだと思います。

それで、東村山市では本町の都営団地の建て替え創出地に、特養ホームと認可保育園を同一敷地内につくるなどということも行われました。御存じかと思いますが、東京都は都有地だけでなく、国有地や民有地を活用して認可保育園などの児童福祉施設や特養ホーム、老健施設等の高齢福祉施設、生活介護施設や共同生活援助施設などの障害福祉施設をつくった場合にも、定期借地権設定の一時金の一部や、借地料の2分の1を助成する制度、これもつくっています。平成26年度、この制度を活用した一時金補助が12件、賃料補助が9件という実績があります。東京都や社会福祉法人等とも相談して、こうした活用についても急いで、これからの検討の中で入れ込んで、しっかり検討していただきたいというふうに思います。いずれにしても、市が取得するしないにかかわらず、近隣住民の皆さんの要望を聞き取ってきちんと国に伝える、それから市民のための利用に道を開くという点での努力を行っていただくよう求めます。

それから、あわせて平成18年8月23日の申し入れは、私、当事者ですので、その内容が今、市として確認できないというのは極めて遺憾だというふうに考えていますので、これは調査をして、当事者である私にもきちんと後日、回答していただくよう求めておきます。

それで、次に警視庁の未利用地のほうに移りますけれども、平成28年度末には国に返されるということで、この警視庁の未利用地2.2ヘクタールですけれども、財務省の未利用国有地の売却手続、暫定活用の基本方針

によると、平成29年3月に国に返されたとして、一般的なルールでは3カ月以内に東大和市から取得要望がなかった場合には、一般競争入札にかけられてしまうことになる。一般論としては、そういうことだと思います。しかし、ことし6月25日の関東財務局からの文書によると、平成33年度までは土地の一部、2,000平米を消防署仮庁舎用地として借り受ける、市がですね。借り受けることになっているために、平成32年度中の用地全体、2.2ヘクタール取得に向けて、東大和市が早期に利用計画を作成するという約束になっているということだと思いますが、これでよろしいでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいまの警視庁教養訓練施設予定地全体についての取得の予定でございますが、平成32年度中の取得に向けて早期利用計画の策定に努めることが、この庁舎建設予定地の借用として認められた際の留意事項として掲げられております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 6月25日の国の文書では、留意事項にそう掲げられているんですけども、6月15日にこの借用についてをお願いをした市長から関東財務局宛ての文書の中で、市の側から警視庁教養訓練施設予定地全体の利用計画策定に相当の時間を要する状況を御理解いただき、本市としましては借用期間には一定の制限があるとのことから、平成32年度中の当該国有地の取得に向けて努力する所存でありますということで、国から留意事項をつけられたというだけではなくて、市としてもその意思、意向を表明してるというふうに思いますが、その点、確認したいと思います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいまの、まず市から関東財務局への文書でございますが、御指摘いただきましたとおりでございます。市が北多摩西部消防署改築に伴う仮庁舎建設のための国有地の借用に当たりまして、さきに掲げた条件といたしまして、平成32年度中の当該国有地の取得に向けて努力をすると記載しております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そうした市の取り組みによって、本当だったら平成29年6月までに手を挙げなければ、一般競争入札にかけられてしまうところが、そうはならず、32年中の取得に向けた早期の利用計画の策定ということで、その利用計画についての提出期限は大幅に先に延ばされることになったというふうに私は理解をしています。

ただ、大幅に先へ延ばして、それに向けて計画つくっていくということですけども、しかし実際には期限がそんなにあるわけではないというふうに思います。本格的な検討に入らないと実際には間に合わないし、これ早くそういう構想や計画ができれば、場合によっては2,000平米、0.2ヘクタール、消防署の仮庁舎になるわけですけど、残り2万平米、2ヘクタールですね、ここの活用についても無償管理等によって早期に東大和市民のための利活用が可能になるということもあると思います。ですから、これは早期にそうした計画を立てる必要があると思いますが、市の見解を伺います。

○企画財政部長（並木俊則君） まず今の答弁をする前に、桜が丘3丁目の2.2ヘクタールと言われている国有地につきまして、今、尾崎議員のほうからは、平成28年度中に警視庁のほうから国のほうに引き継がれて、平成29年に入ってすぐに一般競争入札というようなお話ございましたが、これというのは示されてることも何もなく、その部分というのは私ども国から市のほうに、そこまでの詳しいことはお聞きしてる内容ではございません。通常の形からいきますと、警視庁から国のほうに引き継がれても、そんなにすぐに事務が入るといような状況ではございませんので、その部分の日程については、国からは示されている部分じゃないですと

いうことを、まずお話しさせていただきます。

現在、2.2ヘクタールの桜が丘3丁目の国有地については、まずは北多摩西部消防署の本庁舎の改築に伴います仮庁舎の用地を確保する、これも東大和市内で確保するというので、当然のごとく御案内のように、北多摩西部消防署は東大和市と武蔵村山市、2市を管轄してございますので、当然のごとく仮庁舎の位置につきましても、最大限いろんな形で配慮をするということになっておりまして、最終的には現在の予定ではこの国有地をお借りするというようなところまで持ってきたところでございますので、まずはこの仮庁舎の予定地を確保ということが大前提で考えたところでございます。

今言われましたようないろいろな利活用についても、国との話し合いを今いろんな形で持っておりますので、その中で市民の方のいろいろな御要望あるいは市としての施策の展開、このようなものも考えまして、鋭意努力をしてみたいという所存でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ぜひ、よろしくお願ひします。

今オリンピックは、エンブレム問題なんかも含めて、何か大変な状況になってますけれども、このメイン会場に何千億円かけるよりも、選手の育成やスポーツ環境整備にもっとお金かけてほしいという声があります。市内の運動施設の拡充を求める声は、私は切実だと思います。

それから社会保障についても、自然増経費は年間8,000億円から1兆円というふうに言われるわけですが、この自然増、3年間で1兆6,000億円、年間5,000億円強に抑え込むという路線、安倍政権のもとで引き続き今後も続けるというふうに国はしています。

次のところで取り上げる介護保険の問題でも、要介護になる人を減らすんだという名目で、要支援というサービスの低い制度を導入したわけですが、さらにこれをカットするために、要支援を介護保険から切り捨てる改悪が行われました。ことし6月1日の財政制度等審議会の建議では、要介護1、2についても保険から切り離すべきというふうに要求しています。社会保障の破壊が狙われているというのが今の現状です。それだけに、必要な福祉施設、福祉施策の拡充にとって、未利用のこれら公有地の活用、大変重要だと思います。今年度は参議院の跡地、28年から29年度にかけてはみのり福祉園用地や2つの給食センター用地、29年度以降には東京街道団地の公共公益ゾーン設置、32年度までの警視庁用地取得、そして向原団地の計画変更だつて、この間には必ずあるというふうに私は思います。ここ数年でこうした動きが一気に進むわけです。そういう点で副市長が以前、この警視庁用地について、チャンスを逃したら次はないのでしっかり取り組みたいというふうに答弁されました。ことしからは、まさに毎年の課題にこういうことがなってくるという状況だと思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思います、改めてこの点について伺います。

○副市長（小島昇公君） 国と市の未利用地をいかに有効的に活用するかということにつきましては、市の内部で検討を進めてございます。そして2万2,000平米につきましては、消防の仮庁舎をまずつくるということで、一角を東大和市中で活用しますよということ、国のほうにも理解をさせていただいた中で、2万2,000平米、全て市中で活用してもらいたいという意思表示をしているところでございます。あの土地につきましては、何をつくるかによって優遇の措置があって、内容が変わってくるということもございますので、そちらも念頭に入れながら検討を進めているという状況でございます。

先ほど来、御質問のございました参議院の跡地につきましては、その優遇措置が一切ありませんということ、国のほうからはお話をいただいているという状況でございます。いずれにいたしましても、市がこ

れから先、どうしても必要な用地、ある一定の規模の用地というのは限られておりますので、特に今お話のございました2万2,000平米につきましては、この間、お答えをさせていただいたところとぶれるところございませんので、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時41分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） 今、参議院の宿舎のほうは何も軽減措置がないんだというお話でしたけれども、私が先ほど触れたのは東京都としてですね、国有地を福祉施設等に借地権設定してやる場合には、一時金の補助や賃料の補助があるということですから、東京都等とも相談をして、これ活用する可能性があるということを目指したわけです。

それで、警視庁のこの用地については、私も一貫して取り上げていて、もともと市民の土地だった土地を、戦争があって軍需工場になり、その後、米軍基地になり、一貫して市の発展を阻害してきたという経緯からいっても、しかもこれが有償3分割ということで分割されてからも30年以上利用されないというけしからん経緯からしても、東大和市の市民の利用のために無償で供されるべきだというふうに、ずっと一貫して言ってきましたし、副市長もできれば無償でということも、この議場でも発言されたこともあります。いずれにしても、今るいろいろ御答弁いただきましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく願います。

それから、次の2番目のほうに移ります。

先ほど介護保険の今回の改定について、社会保障の破壊が狙われてるというふうに私、言いましたけれども、この問題です。今回の介護保険料値上げによる市民への影響、市はどのように捉えているのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護保険料の改定に伴う影響でございますけれども、市民の皆様への負担をなるべくふやさないように、介護給付費の準備基金の3億円の取り崩し、また新たな保険料の区分を12段階に設定するなどしまして、保険料の上昇を可能な限り抑制をしたというふうに考えてございます。さらに低所得者の方に対しましては、公費を投入して保険料の減免、あるいは市独自の減免ということで対応してございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これについては以前、やりとりありまして、私たちは1億3,000万円というふうに言いましたけれども、市のほうは1億2,000万円って答弁しましたかね。その程度の市民の暮らしへの影響があるということで、以前に答弁をいただいています。もちろんさまざまな努力をして、軽減のための努力をされたということは評価しますが、実際にそういう市民への影響があるということは、既に確認をされているところですよ。

それで、この基礎年金の平均受給額、大体月額5万円程度だと思います。75歳以上だと介護保険料と後期高齢者保険料が天引きされてしまうというわけですが、それぞれ平均の月額保険料が幾らになるのか、それから介護保険制度導入時の東大和市の平均保険料、2000年ですか、この当時の平均保険料は幾らだったのか伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護保険料の関係でございます。平均ということでございますけれども、第6期の基準額ということで月額4,800円、年額は5万7,600円でございます。介護保険導入時の基準額でございますけれども、平成12年度、月額3,167円、年額で3万8,000円でございます。

以上でございます。

○市民部長（広沢光政君） 私のほうからは、後期高齢者の関係、御質問いただきましたので、そちらのほうお答えさせていただきます。

平成26年度の東京都後期高齢者医療広域連合、こちらの決算見込み、この額に基づきまして、本市におけます特別徴収者の後期高齢者医療保険料の平均額、こちらを算出いたしますと、特別徴収、こちらで年額で6万7,631円ほど、月額にいたしますと5,636円となっております。ただ、先ほど御質問者、御質問の中にございました基礎年金、約5万円のみ収入ということで、仮に単身の方というふうに想定いたしますと、所得割につきましては10割、それから均等割については9割、この軽減が適用となりますので、年額保険料4,200円、月額が350円というふうな数値になっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私この平均保険料、それぞれ幾らかというのを伺ったのは、介護保険の保険料についてね、これはもう介護保険導入の当時から5,000円ぐらいが上限だと、それ以上というわけにいかないという議論があって、これは現在でも議論されてるんですね。どういうことかということ、月額5万円ぐらいの基礎年金の平均受給額で介護保険料と後期保険料で1万円超えると、今、市民部長からも指摘ありましたように、ざっくりした計算ですけれども、こういうことになるととても払い切れないだろうという議論がずっとされてきた。全国では既に5,000円を大きく超える保険料になってますし、東大和市では先ほど言われた4,800円というところまで保険料が上がってきてるということです。これ天引きされない方がいるわけですよ。これは年金額が年間1万8,000円……どうでしたっけね。とにかく年金額が大変低い方は天引きされない。こういう方々が保険料滞納、生活が苦しい方々ですから——すると3割負担になってしまうと、利用料がですね。ということですが、この3割負担の人数、それと認定者に占めるその割合の推移について伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 3割負担の関係でございます。現在3割負担になってる方の人数でございますけれども、6名でございます。要介護者の認定者に占める新規の3割負担者のパーセンテージでございますけれども、26年度は0.42%、25年度は0.22%という数字が出てございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そうした方の中で、利用を中止した事例、もしくは利用を減額した事例はあるでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 恐縮でございます。調べましたが、数的には出てないということでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは私も国保や介護保険について、所得が大変低くても保険料が発生するということで、たびたび指摘をしてるわけですが、そういう生活が苦しい方が滞納して3割負担になると。まあパーセントは少ないですけども、25年度から26年度を見れば倍増するという状況が生まれてるわけで、やはりこういう方々が必要な介護はきちっと受けられてるのかどうかということは、ぜひ市としても目を光らせて、そういう状況がわかるようにしていただきたいというふうに思います。

それで、介護保険が2000年に導入をされて、介護を社会化するんだというふうに言われたわけです。しかし、

保険料は上がり、特養ホームなどの施設整備はなかなか進まない。保険あって介護なしというふうに言われています。さまざまに制度が改悪される中で、私はその都度いろいろと批判をしてきたわけですが、その都度、市は介護保険制度のもとで必要な介護サービスが適切に給付されているという認識を示してきました。医療・介護総合法による制度改悪、介護報酬引き下げによっても、なお必要な介護サービスが適切に給付されているという認識を市は持っているのかどうか伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） このたびの医療・介護総合確保推進法でございますけれども、介護保険法などの19の法律を一括して改正するという内容で、その趣旨については持続可能な社会保障制度の確立というのが挙げられているものでございます。介護保険の中では、地域包括ケアシステムの構築、あるいは費用負担の公平化を図るという内容で、それぞれ総合事業の取り組みであるとか、費用負担の2割負担への改定である、あと補足給付の改定というところが挙げられてございます。これらにつきましては、2025年、団塊の世代の後期高齢、75歳というものを踏まえた中で、介護や医療、あるいは生活支援サービスを包括的に確保して、整備することが目標だということでございますので、市といたしましても、このような考えのもと、適切に業務を進めているというところで進めているところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 今御説明いただいたのは、国の考え方がこうだということです。私もそれは理解してはるんですけども、やはり地方自治体として、国の考えはそうだけれども、実態に一番近いところにいるわけですから、果たしてそれがどうなのかという視点で、やはり問題点を指摘し、改善を求めるといったことが必要になってくるのではないかと思います。

それで、現在、特別養護老人ホームの待機者は何人いるのか。合計と要介護度ごとに人数を伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 27年の4月末現在でございますけれども、要介護3の方が67、要介護4の方が53、要介護5の方が51人、合計で171人でございます。なお、本年の4月1日から要介護1、2の方の入所の要件が変わりましたので、その以前の数字でございますけれども、1月末で介護1の方が31、介護2の方が27、合計で58人いらっしゃいます。ただ4月以降については、それらの方については、要件に該当すれば申し込みができるということの扱いでございますので、こちらの人数については、現在まだ正確な数字はつかんでいないというのが現状でございます。

○2番（尾崎利一君） 今、要介護1、2の方も含めて数字をいただいたので安心したところですけども、要介護3、4、5というふうに特養ホーム、1と2の方は基本的に入所できないというふうにされましたが、必ずしも全部入所できないということではない、そこには裁量が働く、条件によっては入れるということがありますので、やはりこの要介護1と2の待機者についてもきっちり、市としては視野の中に入れておいていただく必要があると思いますし、今の答弁はその点では評価をしたいと思います。

それで、そうすると要介護3以上でいっても171人、それから1、2、これが全部かどうかわかりませんが、もう少し減るかもしれませんけれども、1、2も含めると229人が特養ホームに入れなくて待機しているという答弁です。これは必要な介護サービスが適切に提供されているというふうには言いがたいのではないかと思います。どうでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 申し込みをしていただいた待機者が171人ということでございますけれども、こちらについては介護老人施設に入れられない方が待機しているということで、ただ介護サービスそのものにつきましては、例えば介護老人保健施設であるとか、グループホームであるとか療養型医療施設、あるいは居宅サービ

ス、訪問サービス等ございますので、そういうサービスを利用しながら、適切な介護サービスを利用しながら待機をしていただいているというところで、必要な介護サービスは提供されているというふうには認識をしております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 私、昨年、母を亡くしたんですけれども、介護保険では大変お世話になりました。やはり特別養護老人ホームには申し込んでもなかなか入れない。老健施設に入るけれども、老健施設もずっとはいられない。そうすると、間、1カ月ぐらいは自宅で介護しなくちゃいけない。週6日、デイサービス、来てもらったり、週に1回、訪問看護、2週に1回、訪問医療、そういうことも、歩けなくなってとても大変なんですよね、歩けなくなると。ということで、その1カ月が議会中と重ならないように調整したりしながらあったわけですけれども、やはりそういう私自身の経験からいっても、たとえ老健施設等に入れたとしても、例えば1カ月間は在宅で何とかしなくちゃいけないという期間が生まれますし、現に全国では毎年10万人、介護離職が生まれているというふうに言われています。やはりこれは特養施設がなくても、ほかのサービスがあると言うけれども、現実には家族が離職せざるを得ないという事態は多々生まれている、生まれるだろうと私自身の経験からでも思いました。

それで、「下流老人」という本が売れているようなんですけれども、この下流老人というのは、生活保護水準以下の収入で暮らす高齢者、またはそのおそれのある高齢者を指す言葉として著者が定義した言葉です。この本の中で、普通の暮らしから下流老人に陥る幾つかのパターンというのが載っていて、その1つが高齢者介護施設に入居できないというものです。全国で54万人の特養待機者のうち、26万人は在宅で待機している。先ほど言いましたが、在宅でなくても介護施設と病院、介護施設間の行ったり来たり、そのすき間では在宅介護が必要になる、家族の負担はやはり大きなものです。介護離職者は年間で10万人、あげくの果ては親が亡くなって年金収入がなくなると、介護のために仕事をやめた子供が食べていけなくなってしまうというケースも数多く生まれています。必要な介護が適切に提供されていれば、こんなことにはならないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) ただいま議員がおっしゃったように、仕事と介護の両立というのは非常に今、問題になってるところでございます。また、これからますます少子化が進むということでございますので、働いている世代がより少なくなっていく中、高齢者の人数はふえていくということでのそういった介護の問題というのは、非常に厳しいものだということで、私どもも十分認識しているところでございます。そういった中で、仕事と介護の両立という中では、離職のきっかけになったというのが、実は介護保険の適切なサービスを受ける方法をよく知らなかったという方も、中にはいらっしゃるというようなことでございますので、そういったところもやはり、それは私ども、今後しっかりとそういった中高年、若い世代から含めた介護保険サービスの利用の仕方とかということも周知をしていかなければいけませんけれども、そういった仕事と介護の両立に向けた、そういった形での相談を受けられるような、例えばケアマネジャーや相談員なども、きちんとそういったものも育成をしながら、対応していかなければいけないというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 本当に制度を知らなくて離職をして、後の生活設計が立たなくなるという事例も確かにあるようですし、そういうことがぜひないようにしていただきたいというふうに思いますけれども、私自身、実感として本当に、骨折したりしても歩けなくなる、年とるともう治らない、ずっと立てない、そのままね。

そうすると、すごくこの介護というのは大変になるので、これは正しい知識があったとしても、やはりかなりの負担がかかっているというのが実態だというふうに思わざるを得ません。

今挙げたのは、これまでも必要な介護が適切に提供されていないという現実があるのではないかということで挙げたわけですが、そういう点では先ほど参議院の宿舍跡地も含めて国有地や都有地、そして市の土地も含めた土地の有効活用など、特養ホームや老健施設などの建設、こういったものを真剣に進めていただきたいというふうに、これはさっきのところでも要望したわけですが、担当部としてはいかがでしょうか、この点。

○福祉部長（吉沢寿子君） ほかの議員の方の御質問のときにも、御答弁させていただいたりもしておりますけれども、第6期の介護保険事業計画の中では、介護老人保健施設135床、それから総合福祉センターのところの特別養護老人ホーム54床ということで、計画をさせていただいてるところでございます。今後もしそういった用地等ございましたら、やはり介護の必要な方々への支援といった形でのですね、特に重介護の人たちへの介護負担等ありますので、そういったところはやはり総合的には考えていく必要があるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ぜひ、よろしくお願いします。

それで、次にことしの4月、8月という連続的な改悪についてです。まず要支援1と2を介護保険制度からはじき出して、市の総合事業に移してしまうという問題ですが、東大和市は再来年の4月からということで、検討状況について伺おうと思いましたが、これから検討だということで、先ほど他の議員に答弁されていますので、既に新総合事業に移行した他の自治体の事例について、幾つかつかんでいることがあれば伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 26市の中では、27年4月から実施している市が国立市と稲城市の2市でございます。

まず国立市でございますけれども、通所型のサービスについては現行のサービスと、あと通所型のサービスCという短期集中型のサービスを提供しているというふう聞いてございます。訪問型サービスにつきましては、やはり現行型サービス、現行相当サービスと、あといわゆる緩和した基準で行う訪問型Aのサービス、あと訪問型Cのサービスを行っているということでございます。

稲城市でございますけれども、通所型のサービスについては、現行サービスと通所型のサービスのAとCを行っているということです。通所型では、サービスCとして短期集中で運動機能の向上のプログラムをしているということでございます。訪問型のサービスについては、現行のサービスと、やはり緩和した基準のサービスAをしているところでございます。内容については、各市それぞれということでございますので、以上でということをお願いいたします。

○2番（尾崎利一君） 私も稲城市の計画と伺いますか、ことし4月から始めることを決めた計画を見ましたけれども、要支援者が今後もふえ続けるので、早く新総合事業に移行して給付を切り下げたほうが有利で効率的だということで、ことし4月から移行してる。稲城市は、緩和した基準によるサービスは、多分ことし9月から本格的に始まるということだと思うんですけども、これは当然、介護サービスの低下に直結するとともに、報酬が低くなって事業者も苦しめられることになっていくということだと思います。

品川区は、移行した4月当初はほとんどサービスは変わらない、混乱はないと説明していたようですが、5月以降どんどん切り下げられてきて、訪問で2割から25%、通所で五、六十%、サービスが切り下げられてき

ているというふうに伺っています。

東大和市は、再来年から移行になるわけですが、要支援者へのサービスが切り下げられるということはないのかどうか、この点について見解を伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 具体的なサービスの内容というところになるかと思いますが。全般的には、やはり今後検討ということの答弁になりますけれども、緩和されたサービスの中で、総合的にやはり考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは総合事業に移されると。しかも、要支援のサービス提供量の自然増分よりも、総合事業の費用は低く抑えるという計画に——これは国のですよ、計画になってるわけですから、これはやっぱりサービスは切り下げられざるを得ないというのが、もういかんともしがたい現実です。それを避けるためには、市として一般財源を投入するしかないということになるわけですが、そういう一般財源の投入も含めて、サービスが切り下げられないよう要求したいと思います。

それで、市内の幾つかの包括支援センターや、特別養護老人ホームなど視察させていただきました。その結果、要支援者の切り捨てが既に始まっているというふうには私は感じています。要支援者のデイサービスの新規利用などについて、枠がいっぱいで受けられないという答え、それから2年後はどうなるかわからない、つまり新総合事業に移行したときに、同じ施設で同じようにサービスを提供できるかどうかかわからないという、そういう意味ですけども、2年後はどうなるかわからないけれども、それでもいいですかという答えがふえてくるということなんです。

確認してみると、この4月の報酬改定で要支援者のデイサービスの介護報酬が2割以上も減らされてるんですね、これ当然市は御存じだと思いますが。新総合事業に移行する前から、今から要支援者の切り捨てが始まっているということです。施設にとっても、今後、要支援者をとる、要支援者にサービスを提供するということがリスクになっているということでもあると思います。こういう実態について、市はどのようにつかんでいるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 実態というところの把握ということですけども、今後、総合事業の検討の中で、サービス事業者の皆様の御意見を聞いたり、あるいは情報を得たりという中で、その辺の実態をつかんで、移行に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） それから、先ほど言いましたが、特別養護老人ホームについてもお話を聞きました。あるホームでは、東大和市は地域加算が引き上げられたので、収入額では余り影響がないように見えるんだけど、同等の収入の中で処遇改善加算がふえていて、その分は丸々、職員にいつてしまうので、施設の実収としてはやはり減少しているというふうに伺いました。それから別のホームでは、地域加算がふえたといっても、それは人件費部分だけで、特養の場合は人件費分は45%とみなされる。実態は6割近く人件費がかかるそうですけども、制度上45%というふうにみなされてしまうということですね。処遇改善加算を除いたところで、3%ほどの減収だということでした。ただ、ここについてはユニット型の加算が一部手厚くなったことで、ある程度これを補えているということでした。東大和市は、この特養ホームの報酬切り下げについて、どのように捉えているのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員のほうからお話いただいたような形で、市内4園の特別養護老人ホームの

方々からはそういったお話も伺っておりますし、処遇改善加算の関係で、ある一定の介護職員だけに払うわけにいかないで、ほかの職員にも払ってしまうと、やはり非常に厳しい状況だというようなお話も伺っております。そういう意味で、先ほど議員からも御紹介あったように、おかげさまで地域区分が上がったということで、何とか経営上ではとんとんぐらいかなというふうにおっしゃってくださっているとありますが、今回の第6期の計画内の話でございます。国の介護保険の審議会等のちょっと情報等を見ますと、その地域区分自体にもう一度見直し、次期のときにはかけられそうだというようなこともございますので、そういったところもまた市内の特養などの方々ともお話し合いをしながら、次期の介護報酬の改定に当たりましては、引き続き市長会等を通じて国のほうに意見等は申し述べていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私も、地域加算そのものについてなくしてしまうという話があるということも聞いてます。そうすると、やはり都内の特養ホームはかなり厳しくなるということにならざるを得ないと思います。今回、東大和市は5%から12%ですか、地域加算が引き上がったということですが、これも本来、東村山市や小平市など周辺市に比べて極端に低かったものが、周辺市並みになったということであって、今度の介護報酬の引き下げと相殺して考えるべきものでは、本来、私はないというふうに思います。いずれにしても、今部長からあったように、その先が見えないというのがね、ずっと聞き取りをしていて、介護事業者の皆さんの率直な声です。事業者すら先が見えない状況では、本当に必要な介護を適切にできるのかというふうに考えざるを得ません。

それで、次に8月からの改定についてですけれども、生活が苦しい方のための補足給付、つまり軽減措置ですね、これを縮小する。また多くが所得の少ない方が入っている特養ホームの多床室を有料化するということが、生活が厳しい方をむち打つような内容だと私は思います。また利用者の2割負担が導入されましたが、これも決して高額所得者に対する措置ではないと私は感じてます。2割負担導入の基準、収入、所得の基準ですね、これがどうなっているのか教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 2割負担の基準でございますけれども、収入が年金のみの場合は年収が280万円以上の方、年金収入以外がある場合は、合計所得金額が160万円以上の方が対象というふうになってございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これはとても高額所得者などとは言えないと。皆さんも、そう思うと思います。この程度の収入で負担を2倍にする、1割から2割ですから、本人にとっては2倍になるわけです。これは余りにひどいと私は思います。

ユニット型の特養に入所している二組の御夫婦が、これらの影響で入所費用が激増して退所せざるを得ない状況に陥っているという事例も、私、伺ってきました。二ケースあるわけですが、奥さんは無年金または低年金で補足給付を受けていたわけですが、今回この補足給付の基準が、本人所得だけではなくて夫婦の所得が基礎になるということになったために補足給付が受けられなくなった。それで奥さんの入所費は七、八万円から16万円ないし16万5,000円、倍以上になってしまった。御主人のほうも2割負担になって、15万5,000円から17万円だったものが、高額介護で戻る分を引いても1万円から2万円負担がふえるということで、これまで2人で23万円から25万円が入所できていたものが、10万円以上、上がって35万円前後払わないと入所してられないという事態になったということです。

もう私も老後、近いですから、年金収入しかない方がいろいろ計算をするわけですね。これだったら入所できる、これについての住みかになるということで特養に入所したと。やっとの思いで、そういうことで入所したのに、年金収入しかないのに10万円以上支払いがふえるなんて、これもう不可能ですよ。契約では滞納したら退所するというのに、まあ当然ですけどなっています。ですから、滞納になる前に退所をしなくちゃいけないけれども、じゃ行き先、例えば特養ホームの多床室だったら安いだろうから多床室に入れるかという、これもなかなか空きがない。どん詰まり状態になってるということで伺っています。これは、こういう場合どうしたらいいのか伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 個別の事例をいただいて、10万円以上という負担が出たということでございますけれども、10万円の回答というのはちょっと難しいんでございますけれども、3段階から4段階に負担限度額が仮に上がった場合ということで、若干試算をさせていただきました。3段階の方ですと、負担限度額というのがございますので、居住費については1,310円、食費が650円、1日で合計1,960円、1カ月を30日とすると5万8,800円かかると。これが4段階になって、負担限度額の適用がなくなるといたしまして、市内のユニット型の特養というのは1カ所しかございませんので、そこで換算すると居住費が2,700円、食費が1,380円、1日で4,080円、1カ月で12万2,400円、差額は6万3,600円増になるというのは数字として出てございます。

全般的にこの補足給付の制度というのは、低所得者を対象としたものであるというふうに説明されてございますので、従来、世帯を分離すると、所得のある方でも補足給付の対象になってしまうという、そういう実態、あるいは指摘もなされていたということから、今回、制度改正でこういうふうな制度になったということでございますので、私どもも市民の方から、あるいは利用者の方からあった場合には、かなり丁寧な説明をして納得していただけるようにやっているというところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これ幾ら丁寧に説明していただいて仕組みがわかっても、お金がふえるわけではないんですよ。住む場所ができるわけでもない。これは現実に出ざるを得ない。しかし、出る先がないという事態が生まれてるわけで、これは国なのか東京都なのか東大和市なのか、いずれにしても行政が何とかしてもらえないといけない事例じゃないかと。東大和市として、少なくともこれ関与をして、解決に当たっていただく必要がある事案ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ユニット型特養のほうに入所されていて、そういう状況に置かれて、退所を迫られているというような、もし状況があるというようなことでございましたら、そういった方につきましては御相談などをしていただいた上で、ほかのいわゆる多床室の特養なども、すぐには入れないというもちろん現状もございますけれども、そういった中で、例えば各特別養護老人ホームに設置されております入所検討委員会などの議を経て、何とか早く入れてもらうとか、そういったようなことも検討していただけるかどうかというのも含めて、私どものほうもそういったお話があれば、丁寧に御相談に乗っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これはいずれにしても、そういう形で関与をして解決していただかないとならない問題だと思います。ただ、これは一つの事例で、この事例から幾つもの問題点を拾い出せるというふうに考えますけれども、ほかにもこういう状況がないのかどうか、あれば直ちに手を打っていただきたいというふうに思います。いずれにしてもこんな状態で、とても必要な介護が適切に提供されているというふうには言えないんじ

ゃないか。今挙げた幾つかの事例で、このことは市との間でも共通認識になったのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 私どものところに、直接的に今、そういった非常に困ってるというような御相談が多く寄せられているというようなことは、特に聞いてはいないんですけども、定期的にケアマネジャーの方々とか、高齢者ほっと支援センターなどの現場の相談員との連絡会等も行っておりますので、そういった中からの声なども拾い上げて、そういった非常に緊急で困っている方たちなどについては、何らかの方策がとれるような形で、関係者で検討はしたいというふうに考えております。また介護保険制度全般にかかわる課題等に関しましては、先ほども御答弁させていただきましたが、市長会等を通じながら国のほうには意見等、要望を上げてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私、しつこく必要な介護が適切に提供されてるかどうか、市はどう考えるんだって聞いてるわけですけども、なぜ聞くかという、そういう共通認識がなければ、市としてこういった事態に対して適切な手だてを打つ出発点生まれませんじゃないかというふうに感じているからなんです。ただ今の答弁で、市長会を通じての要望も含めて、今の制度そのものに解決すべき課題や、残された課題があるという認識が当然あるから、そういう市長会を通じた要望等々になるんだと思いますので、そういった認識をもとに今後、それから今、私が紹介した事例も含めて適切な対応を求めているかと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、次の3のところに移ります。

オスプレイの横田基地の配備についてですけども、6月議会では大きく2点、指摘しました。1つはオスプレイが墜落し、死亡事故を繰り返している大変危険な軍用機であること。もう一つは、CV-22オスプレイが運ぶ特殊部隊が、世界中を股にかけて国家転覆させ狙う殴り込み部隊であるということです。

6月議会では、この市議会、全会一致で上げた意見書で、ハワイでの墜落死亡事故を初め、オスプレイの一連の事故の原因究明を求めました。事故原因について、政府等から説明はあったのかどうか、市として説明を求めているのかどうか伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 東大和市としましては、周辺5市1町の情報を収集してるということでございまして、直接、国に対してその原因究明に対しての行動はとっておりません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 事故が起きるのは、何も原因がなくして事故は起きないと思うんですね。その原因が究明されなければ、安全性は担保できないというのは当然ですね。安全性の担保を求めないまま、オスプレイの横田基地配備を認めるということなのかどうか伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 5市1町の幹事市であります武蔵村山市のほうのホームページに、国の説明を受けたその内容について記載されてるという内容の中に、ハワイでのオスプレイの事故をどう考えていますかという問いに對しまして、ハワイでの事故の原因につきましては調査中であり、米国から報告があり次第、速やかに説明するとの回答をいただいているということで、5市1町のほうでは国のほうからそういう回答をいただいているということで、私どもその実態については承知をしてるところでございます。ですので、まずはその原因究明をして、それが明らかになった上でないと、それが安全性が担保できるのかどうか分からないという今は状況だと思っております。5市1町でもそういうスタンスでございますので、まずはその安全を、安全性の確認という作業をしていただくように、国でもそれを行動してるというふうに認識しているところでござ

います。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それは今、当然の立場ですし、そういう立場であっていただきたいと思いますが、そうであれば東大和市も、5市だけじゃなくて、うちも同じ意見だよということで原因究明を求めるといような、そういう積極的な行動を求めたいと思います。

それでもう1点、CV-22が殴り込み部隊を運ぶんだということを私は指摘して、副市長はその点の見解については国に委ねるといふ前に前回答弁しました。国の見解はどうかというと、6月22日の参院決算委員会で明らかにされています。田村智子参院議員が、CV-22が輸送する特殊作戦部隊が国境も国際法もお構いなく他国に侵入し、テロリストなどの暗殺や要人拘束などの軍事作戦遂行を主任務としているということを指摘すると、防衛大臣はこう答弁しています。「通常部隊ではアクセス困難な地域に迅速、隠密裏に進出し、情報収集するほかテロの脅威への対処などを行う」、こう答弁したんです。国の見解も、明らかです。やはりこんな危険な部隊の出撃地に横田基地をさせていいのかどうか。その危険な任務遂行のために、回避行動訓練として高度100フィートの低空飛行訓練の実施さえ明記されています。100フィートというのは30メートルですね。最低安全高度300メートルの10分の1、こういう危険飛行もやる。こんな危険なオスプレイ、やはり横田基地に配備させるわけにいかないんじゃないかというふうに思いますが、改めてこの点からどう考えるのか、市の見解を伺います。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほどから参事のほうでお話ししてる部分と重複はしますが、私ども東大和市は、このオスプレイの配備について、一つの考えとして、この配備については私ども東大和市だけの懸念材料ではないと。周辺の市町、広域的な重要な課題であるというその認識は変わっておりません。その中で、5市1町の連絡会、こちらのほうからのいろいろな情報の聞き取り、そういったもので状況を把握してるわけですが、ここで平成28年度の東京都予算編成の要望の中でも、東京都市長会としまして、その内容でございますが、引き続き国、米国に対しまして、周辺自治体や周辺住民に具体的な説明や、迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭、並びに環境への配慮を講ずるよう働きかけられたいということで、ここで東京都の予算編成でも市長会として要望したところでございます。今後も広域的な課題としての認識の上に立ちまして、対応をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 私は広域的な対応で力を発揮するということは、大変有効でもあるし大切なことでもあると思いますが、東大和市は、市長は東大和市民の安全と命に責任を負っているわけで、周辺5市の市長が東大和市民に責任を負うということではないわけですから、そういう立場で積極的な対応、とりわけ安全を守る、命を守るという点から、オスプレイの横田基地配備については撤回を求めるよう求めたいと思います。

次に、②の問題ですけれども、3月議会、6月議会に続いて、今議会でも今後の国会での審議を見守りたいという答弁でした。しかし、報道によると、安倍首相は14日以降にも採決を強行しようとしているという報道もあります。市長はこれ、このままいくと最後まで何も言わないまま、見守るままで過ごしてしまうということになるんじゃないでしょうか。参議院の特別委員会での審議は88回とまりました。政府がまともな説明ができなくなってるからです。衆議院での審議中断は111回、110時間11分、審議しましたが、参議院での審議時間はまだその6割にとどまっています。国民の反対世論は依然として多数を占めている。30日には12万人が国会を包囲しました。この時点に至って、国民のこの世論動向を見て、少なくとも慎重な審議が必要だ、強行すべき

ではない、こういう立場から市長が民主主義を守るためのこういった発言ができないのか、改めて伺います。

○副市長（小島昇公君） 過去の2回の議会と今議会が同じ答弁だということで、今御意見ございましたけれども、同じ答弁をするということは、基本的に考えが同じ、ぶれていないということだと思っております。ですから、国における集団的自衛権の議論につきましては、国会を通じて、現在、参議院ですけれども、そちらで意を尽くしてもらいたいというのが市長の考えでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 6月議会の答弁で、副市長は、市民の安全は市長が一番大事にしていることというふうに答弁されました。それだけ重視をしてるのであれば、ぜひ市長からきちっとした答弁いただきたいというふうに私は思います。

7月13日の衆議院安保法制特別委員会の公聴会で、公述した東京慈恵会医科大学の小沢隆一教授は、存立危機事態対処は歯どめのない集団的自衛権行使につながりかねません。何を基準としてほかに適当な手段がなく、事態に対処するため自衛隊の武力行使を認めるのか曖昧だ。国だけでなく、指定公共機関や地方自治体にも集団的自衛権行使に伴う措置を行わせることを排除しておらず、重大な問題だと言っています。現に武力攻撃事態法では、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態において、地方自治体には国に協力して対処する責務が定められています。東大和市が侵略戦争体制に協力、加担させられるかもしれないという問題です。国に判断をお任せしておいて済む問題ではないと私は思います。この点についてはどう考えるでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） その点かどうかは別にしまして、まず平和事業ということで、国のほうでも国会のほうでいろいろとやっているとすることは、私自身もよく理解してますけれども、ただ少なくとも平和事業について、東大和市の平和事業については、私は私のやり方でやらしていただきたいと。あなたには、あなたのやり方で平和な世界をつくっていただければ結構だというふうに私は思います。

まず東大和市は、平和都市宣言ということで、すばらしい宣言だと私は思っています。特に多くの人と手を携えてということが、私は気に入ってる場所なんですけれども、そういう意味合いのところ。その東大和市の平和都市宣言、それに沿って市政運営をしていければいいのかなと。世界で唯一、原発の悲惨さを直接知る日本国民の1人として、さらに東大和市民の代表として、核兵器の廃絶や、あるいは平和を心から願うものでありまして、またそしてさきに行われた平和都市宣言、その精神を基本にしてやってほしいのかなというふうに思っています。

そういった意味では、これから東大和市の平和事業ということで、既にことしから70周年——70年ということで始めているわけですが、日立航空機の変電所の保存、まずこれをしっかりしていくと。二度と戦争のないそういった世界をつくるということで、まず東大和市には日本にもない、あるいは東京には当然ありませんし、日本中、探してもあれだけしっかりとした原発、原爆、原発、何というか建物としてきちっと機能して、なおかつ戦争の傷跡をきちっといまだに伝えているような建物というのは、ほかにもないんじゃないかなというふうに私自身は思ってますので、これを平和のシンボルとしてしっかりと進めていくということで、私はやっていきたいというふうに思っています。

国会で審議はされていますけれども、それは国会で国民に選ばれた人たちが一生懸命審議してるわけですので、それを選んだのも国民であるし、これから選べるのも国民だと、国民の権利であるというふうに思っております。そういった意味では、前回、語り部であった方のお話の中にありましたけれども、一人一人の人がいろんな意見を聞いて、自分として考えを整理して、そして行動を起こしていく、そういうことが必要なん

だということだというふうに思います。私も1人の国民として、そのような形で、自分は自分なりの考えを持って、そして行動で示していければというふうに思っています。今言ったようなお話につきまして、尾崎議員の質問の答えになったかどうかは別にしまして、私自身はそんな形で東大和の平和事業、充実させていきたいというふうに思っていますし、それをもって世界にきちっと訴えていけるのではないかなという考え方も持っておりますので、ぜひ皆さん方にも御協力をいただければというふうに思っているところです。

発言の途中で、原発と言ったり、原爆と言ったり、ちょっとその辺が言葉がまじっちゃったようなところがありますけども、修正をさせていただきたいというふうに思います。

そんな思いで、これからも東大和の平和都市、一生懸命やっていきたいというふうに思います。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 意見や見解はいろいろと違うかと思いますが、しかし市長自身の言葉で、この問題について答弁をいただいたというのは、歓迎したいというふうに思っています。

それで、今侵略戦争というのは違法化されています。こういう現代において、侵略するぞと言って戦争を始める為政者はまずいない。常に「祖国防衛」とか「満州は日本の生命線」などと言って侵略戦争が行われました。今首相は集团的自衛権容認が憲法違反でないと言っていますが、この法案が憲法違反であることはもはや明確です。政府の頼みの綱だった最高裁の元判事や元長官までが、砂川判決は集团的自衛権容認の論拠にならない、憲法違反だと断じています。それだけで、これだけで廃案にされなくてはならない問題です。

もう一つは、国会審議を通じて、この法案が国民を守るためのものではなかったことも明らかになりました。防衛大臣の指示のもとに作成された自衛隊の内部文書、8月成立、2月施行を前提に具体化すべき検討事項が並べられています。国会にも一度も説明されてなかったことばかりです。1つは軍軍間、つまり米軍と自衛隊との間の調整所を設置し、事実上の日米統合司令部を設置すること。2つ目に、自衛隊の南スーダンPKO部隊が、来年3月からは駆けつけ警護を行うこと。3つ目に、米軍の武器と防護のために交戦規定を作成し、平時であっても米軍のための武器使用ができる。集团的自衛権行使の裏口入学と言われる事項です。そして4つ目に、南シナ海で自衛隊が警戒監視行動を行うことです。これらは全部、自衛隊が海外に出かけて行って武力行使するための検討です。朝鮮有事の際、日本人が乗ったアメリカ艦船を守るための集团的自衛権行使などは、一切この検討事項に入っていません。国会でも防衛大臣が、アメリカ艦船に日本人が乗っているかどうか集团的自衛権発動の基準ではないんだと言いました。閣議決定の際は、パネルまでつくって国民に説明したことを国会審議の最終盤に来て覆す。自衛隊内部では全く検討していない。検討しているのは、米軍にどう自衛隊を協力させる仕組みをつくるかだけです。安倍首相がみずからの著書で示したことこそ、この法案の目的であることがはっきりとしたと私は思います。アメリカのために血を流せる軍隊に自衛隊を仕上げる、この一字です。

戦後70年、平和への誓いを新たにすべき年です。8月30日、12万人の国会包囲行動では、東大和市駅で「国会へ行くんですか、私も一緒に連れていってください」、こういう飛び入り参加の方々がいました。街頭でも小さなお子さんを連れのお母さんが、「子供を戦争にやるわけにいかない、私にできることがありますか」、こう話しかけてきます。組織動員ではないんです。やむにやまれず、いても立ってもいられなくて国会に足を運んだ。それほど安倍首相のやっていることはめちゃくちゃだと私は思います。憲法に対するクーデターです。国民は、私はこれは絶対に許さないと私は思います。安倍首相の歴史的暴挙、愚挙をきっぱりと退ける、そのために日本共産党、全力を尽くしますが、戦争と平和の間に中立はありません。憲法は12条で、「この憲法が国民

に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」と定めています。市長もこの立場から、国民の努力に参加されるよう呼びかけて、私の一般質問を終わります。

○副議長（中間建二君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。
ここで10分間休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

午後 3時57分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 二 宮 由 子 君

○副議長（中間建二君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

[5番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成27年第3回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

初めに、駅前広場の管理についてでございます。

駅前広場とは、お客様をお迎えるまちの玄関口であり、多くの住民やお客様が利用する駅は、そのまちの顔でもあります。また初めて訪れる方にとっては、まちのイメージが印象づけられる場となりますので、駅前広場はそのまちの個性と魅力が表現される重要な空間であると考えます。また駅前広場は、バス、タクシー、自家用車などさまざまな交通機関が出入りするための整備によって、人と人が安全でスムーズに流れるよう求められてきました。しかしながら、これからの社会において、さらなる快適な駅前空間を実現させるためには、これまでの人と人がすれ違うだけの流動的な空間から、人と人の交流や笑顔が生まれる、人が集う場としての空間づくりが重要であると考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、現状及び対応は。

第2に、東大和市駅及び玉川上水駅の駅前広場の噴水について。

ア、設置の経緯及び目的は。

イ、稼働状況は。

第3に、今後の課題はなどお聞かせいただきたくお伺いいたします。

続きまして、東大和市ふれあい広場のあり方についてでございます。

東大和市ふれあい広場は、玉川上水駅商業施設内の区画を借用し、平成27年1月22日開業されました。当初は公募型提案方式によって、平成27年4月1日からの1年間を契約期間とした物品販売なども含めた運営が予定されておりましたが、残念ながら応募者がなく、現在、市が主催するさまざまな展示など催し物が開催されております。そこで、今後改めて運営者を募集するに当たり、魅力ある商業施設とするには、現状の改善や新たな取り組みなどが必要ではないかと考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、設置目的及び運営状況は。

第2に、平成27年1月22日提出期限の運営者募集での応募者なしを踏まえた検討は。

第3に、玉川上水駅前広場との活用及び近隣店舗などと連携した取り組みの考えは。

第4に、今後の課題はなどお聞かせをいただきたくお伺いをいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、駅前広場の管理状況及び対応についてであります。東大和市駅及び玉川上水駅の駅前広場には、樹木を初め噴水、トイレ、喫煙場所、時計、街灯などを設置しております。管理につきましては、トイレ、喫煙場所の清掃及び広場のごみ拾いにつきましては毎日実施しており、その他、樹木の剪定、雑草除去や清掃など適宜実施し、良好な駅前広場の維持管理に努めております。

次に、東大和市駅及び玉川上水駅の駅前広場に噴水を設置した経緯及び目的についてであります。東大和市駅の駅前広場は都市計画事業として平成元年に整備しました。駅前広場の噴水は、市の表玄関にふさわしい景観とするため、市のシンボルである多摩湖を形どったものであります。また玉川上水駅の駅前広場は、大和基地跡地基盤整備事業として平成2年に整備しました。駅前広場の流水施設は、玉川上水の水をモチーフに、せせらぎが聞こえる空間をイメージしたものであります。

次に、噴水の稼働状況についてであります。東大和市駅前の噴水につきましては、平成25年度に循環ポンプの修理を行いました。その後、噴水内部において水漏れが発見され、修繕が困難となっております。また玉川上水駅前の噴水につきましては、循環するポンプ等の設備が故障しており、修繕には多額の費用がかかることが見込まれております。これらのことから、東大和市駅前及び玉川上水駅前の噴水につきましては、現在運転を停止しているところであります。

次に、今後の課題についてであります。両駅前広場は建設から25年以上経過しておりますことから、安全面を中心に維持管理に努めております。今後、全体的な問題につきましては、総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、東大和市ふれあい広場の設置目的及び運営状況についてであります。市内の観光案内及び情報発信並びににぎわいの創出や地域の活性化を図ることを目的に設置したところであります。平成27年1月22日に開業し、これまで休業日はなく、毎日正午から午後6時までの業務を行っております。開業初日から、平成27年7月31日まで191日間の来場者の合計数は3,264人となっております。

次に、運営者募集の検討についてであります。平成26年度の運営者募集についての周知期間は約1カ月間を確保しましたが、募集の説明会の開催から提案書の提出までの期間が1週間という設定でありましたことから、その点が見直しの一つであると考えております。今後、玉川上水駅前施設活用検討委員会において検討を進めてまいります。

次に、玉川上水駅前広場の活用及び近隣店舗などとの連携についてであります。ふれあい広場単体としてだけでなく、その立地環境を考慮し検討を進めることは有効な方法であると考えております。

次に、今後の課題についてであります。平成28年4月1日から運営者によりますふれあい広場の運営が可能となりますよう努めてまいります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず初めに、駅前広場の管理についての現状及び対応はについて伺います。

トイレですとか、あと喫煙所の清掃、またその広場内のごみ拾いなどは毎日実施されているとの御答弁でしたけれども、今回の質問において駅前広場の樹木やトイレについては、会派の先輩議員が質問されておりますので、私は重複しないように駅前広場に設置されている時計や噴水などを中心に質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

先ほど壇上で、駅前広場はお客様をお迎えするまちの玄関口であって、初めて訪れる方にとってはまちのイメージが印象づけられる場であるというふうに申し上げました。そこで、まず駅前広場に対する市の御認識を伺います。

○環境課長（関田孝志君） 駅前広場につきましては、公共交通機関の起点でもあると。また利用者にとっては利便性や、また憩いが求められていると。当市を訪れる方をお迎えするという立場から、市の表玄関であるというふうに考えてございます。ですので、美観の向上、また保持に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁いただいたように、市の表玄関であり、美観の向上ですか、そして保持に努めるという御認識をお持ちでしたので伺いますけれども、東大和市駅、玉川上水駅、2つの駅に今回その焦点を絞りますけれども、駅前広場に設置されている時計の管理状況について伺いたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） 基本的には不定期ではございますが巡回をして、時刻や周辺の状況、これを確認しているという状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今、巡回によって確認をされているということでしたけれども、まず東大和市駅前広場内の時計についてですけれども、私、今回のこの一般質問の通告書を提出した時点のお話をさせていただきますが、3分ぐらいでしょうか、微妙におくれていました。これ、いつからおくれていたのかというのはちょっと不明なんですけど、昨日、また時計、現地確認しましたところ、多分時刻合わせをしていたんだと思います、正確に動いておりましたので申し上げることはございませんけれども、その時計が設置されている周辺の樹木の枝が実は延びておまして、駅からおりた方ですとか、バス停でバスをお待ちの方々、時計を全く見ることができない状況なんです。そこで、市長の御答弁では、樹木の剪定や駅前広場の管理について、樹木の剪定ですとか雑草の除去など、適宜に実施されているということでしたが、樹木の成長、また落葉の時期などに、そういった時期を考慮して実施されているのかどうか伺います。

○環境課長（関田孝志君） 東大和の駅前の時計に関することにある木は、常緑の木でございます。ここは、しばらく切っておりませんので、ここで今、発注してございまして、時計が見えるようにというのは、いましばらくお待ちいただければできる、かなうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 発注もかけていらっしゃるということですので、ぜひお願いたします。

次に、その玉川上水駅前広場の時計について申し上げますと、今全く動かず、故障していますので、時計の機能が果たされておられませんし、夜になりますと時計の部分が点灯されるんですけども、この時計、3面あ

るんですが、3面中2面がボヨンと薄暗い状況でして、また「故障中」という表示もしていただいているんですが、時計自体が動かずに、故障しているということは、本来であれば文字盤の目立つところに「故障中」という表示をすべきところ、今現在は支柱の下のほう、目線のところでしょうか、下のほうにつけていただいておりますので、目立たなくて、表示の役目を果たしていないんじゃないかと私は思うんですね。このまま玉川上水の駅前広場の時計を、故障中のまま放置しておくのでは、お客様をお迎えするときの市の御認識だと、まちの表玄関としての役割というんですか、美観の向上ですか、保持に努めるというふうにおっしゃっておりますけれども、そういうふうには到底思えないと思うんですね。東大和市駅前広場の時計については、樹木の剪定をしていただけるということですので、ぜひ玉川上水駅前広場の時計についても、修理を早急に実施していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 玉川上水の駅前の時計の修理でございますが、今現在、既存の状態に戻すか、また部品を変え電波時計にするかというところで現在検討中です。いずれの場合も相応の予算が必要となります。この辺のところも調整が必要かなというふうに思っております。いましばらくお時間いただきたいと。また故障中の表示なんです、時計の盤面のところにすれば一番いいんですが、とても高所で、職員が上がってそこに張るといのは、今現状難しいという状況になってございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 玉川上水駅の時計について、その修理に、要するに経費も、多額の費用もかかりますし、しばらく時間がかかるということですが、その現状の時計なんです、3つの時計が組み合わされて設置されています。しかしながら、北側にある面の時計なんですけれども、すぐそばに大きな樹木が邪魔をしていて、結局、時間の確認というのが余りできないんですね。また、その時計の下に鐘が取り付けられているんですけれども、私、10年ぐらいですか、あそこに移り住んでから、桜が丘のところなんです、今まで鐘の音というのは1回も聞いたことがないんです。そこで、修理に多額の予算、経費をかけるのであれば、先ほど御答弁にもありました電波時計ですか、環境に配慮した太陽光で動く電波時計を新たに購入するですとかの対応も考えられますし、またちょっと乱暴な言い方かも知れないです。購入とは真逆で、駅前広場の時計がそもそも本当に必要かどうか。といいますのも、時間を知りたいとき、そこに時計があるから見て確認するのであって、最初から時計がなければ、今、腕時計ですとか携帯電話をたくさん皆さんお持ちですし、時間は幾らでも確認できると思うんです。通勤、通学で駅を御利用されている方々にとりましても、今の状況、長期間にわたって故障中の時計ですとか、またあと東大和市駅前の広場の時計は、たびたび時間が微妙にずれたりする。そのずれが生じてしまう時計では、信憑性というものが問われてしまうと思うんです。また駅前広場に時計が設置された時期、要するに駅前広場を、公共事業を行うときに時計が設置されたと思うんですが、その時期に比べますと市民生活というのもさま変わりしておりますので、ぜひこの機会に、時計が本当に必要かどうか、また時計を修理するのか、また電波時計を新しく購入するのかということも、あわせて御検討いただきたいのですが、御見解を伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 時計に関しまして、いろいろ市民の皆様にも御迷惑をかけております。また玉川上水の駅前につきましては、市民の方からも、今議員からお話がありましたように、故障中というところが見えにくいということもございまして、市民の方からもお問い合わせ等いただいているところでございます。今議員のほうから、必要性というところも含めて御検討をということでございます。私どもも、今議員からお話がありましたように、実際に時代の流れといいますか、携帯電話ですとか、そういったところで時計もあるのか

なというふうの一部認識はしてるところではございます。しかしながら、駅前だけに限らず、私ども公園も管理をしてございまして、やはり市民の方から時計が欲しいというような御要望も実際にはいただいております、一部なかなか設置をできないというところの中で、工面をした中で、南街地区におきましては南街の市民センターのところに時計をつけたというような経緯もございます。今議員からの御提案でございます。特に修理にするにしても、電波時計にするにしても財源が伴いますので、今お話をいただいた必要性という部分、我々は常にこういったところも考えながら修理を依頼したりとかということありますので、引き続きこういった点につきましても、検討を加味していきながら判断をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、御検討いただきたいと思えます。

また、その電波時計を購入するに当たって、私は駅側に向いてある1面だけでもいいのかなというふうに思えます。そのほうが費用的には少し安くなると思えますので、そういった面もあわせてもろもろ御検討いただければと思います。

次に、東大和市駅及び玉川上水駅の駅前広場の噴水について、設置の経緯及び目的はについてです。

東大和市駅前広場の噴水は、市のシンボルである多摩湖を、そして玉川上水駅前広場の噴水は、玉川上水の水をモチーフに、せせらぎが聞こえる空間をイメージして設置されたと御答弁をいただきました。東大和市駅前広場の噴水は2段構造になっていますので、西の村山上貯水池と東の村山下貯水池を表現されているんだろうというふうに想像ができます。また玉川上水駅前広場の噴水は、せせらぎが聞こえる空間ということですが、どちらも肝心の水が流れていなければ、残念ながらこれ無用の長物にすぎないというふうに私は思うんです。東大和市駅前の噴水は、都市計画事業として平成元年に整備されたものですので27年経過しています。玉川上水駅前は、大和基地跡地基盤整備事業として平成2年に整備されましたので、これ25年経過しています。それぞれ当時の大規模な公共事業で整備され、25年、そして27年と長い年月が経過しておりますので、またこれもよい機会ですから、いま一度、噴水の有効活用を含めたあり方自体を見直す必要があるのではないかと考えますが、御見解を伺います。

○環境課長（関田孝志君） 今現状、噴水が噴水として機能していないというのが現状です。議員がおっしゃられるとおり、今後、修理をして噴水として活用するのか、またそれとも別の活用があるのかというのを検討しなければいけないというのは、現在のところ考えているところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今御答弁にもあったように、噴水として機能していないということなので伺いますけれども、次の稼働状況についてなんですが、どちらも現在運転を停止しているということです。また、この修理をして噴水として活用するかどうか検討しなければならないというふうに、今御答弁いただいておりますけれども、そこでこの噴水なんですが、いつごろから停止されている状況なのかを伺うのとあわせて、停止を決められた要因についてもあわせて伺います。

○環境課長（関田孝志君） 噴水のほうは、ポンプの調子が悪い中、平成22年度まで動いていたと。基本的には冬季は凍結するためということで、冬季は運転していなかったという状況です。その後、東日本大震災が発生しまして、節電のためということで、これ以降、運転を停止したという状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁のように、東日本大震災以降ですか、停止されているという噴水ですけれど

も、東大和市駅前の噴水で申し上げれば、平成25年に循環ポンプの修理をされていたというふうに御答弁されました。平成25年は、東京で国体が開催され、当市はボウリング大会の開催によって会場周辺の整備が行われたので、そのときにあわせて循環ポンプを修理されたということですが、そのときに、一旦その修理が実施されたのに、その後、水漏れが発見されたということですが、循環ポンプの修理完了後に、稼働というものの確認、稼働状況の確認をしますよね、そのときに水漏れというそういった状況を把握できなかったのか。例えば業者の方から、水漏れというものが報告がなかったのかどうか、確認させていただきます。

○環境課長（関田孝志君） 循環ポンプを交換した際、正常に稼働しているということは確認してございます。その稼働後、おおむね1週間ほど運転したところ、水が漏ってきたという状況でございます。その後、水漏れだろうというところは、目地詰め等、職員のほうで軽微な修理を実施したと。ですが、水漏れはとまらないという状況でございます。ですので、今後それを稼働させるに当たっては、大がかりな修繕が必要ではないかと、このように考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 東大和市の駅前広場の噴水については、大がかりな修繕が必要だということですが、それでは玉川上水駅前の噴水はどうか。東日本大震災から噴水が、――機に節電のために噴水は停止された。4年半、経過してるんですね、東日本大震災から。電力供給もある程度安定をしておりますので、そこで停止を決定されてから今日までの間、噴水というのは稼働されたんでしょうか、玉川上水駅前について伺います。

○環境課長（関田孝志君） 玉川上水の駅前については、22年度を最終に一度も運転されていないという状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 両方ともそうなんですけれども、東大和市駅前の噴水を稼働するには水漏れが、大がかりな改修が必要です。玉川上水の噴水は、22年度から全く動いていないと。循環ポンプの調子が悪かったんですよね、なので改修には多額の費用が見込まれるということですので。ということは市としては、現状このままの状況、要するに停止している状況で継続されるお考えなのか伺いたいと思うんです。

先ほど噴水のあり方自体を見直す必要性については、修理をして噴水として活用するかどうか検討しなければならないというふうにお答えをいただいています。そこで、今回、検討される際の有効活用の一つの御提案として、東大和市駅前の噴水は水漏れをしてしまうことから、噴水という概念を取り払って、駅前広場の今モニュメント、ユリート君のモニュメントがあるんですけども、その周りにみどりのボランティアと、あと有志の方々によって管理、御協力をいただいている花があります。今の時期というのは、ニチニチソウが植えられて非常にきれいなんですけれども、その花と連携した形で多摩湖と花というんですか、イメージ的には、それをイメージした花壇として活用されてはいかがでしょうか。

また玉川上水駅前の噴水については、広場の中央にありますので、せせらぎが聞こえる空間をイメージして設置されておりますけれども、水が流れていなくても、今、飛び石のような形で石が配置されてるんですが、その石を有効活用して、市民の皆さんがその場で休息できるようなベンチなども設置していただくなど、多額の費用をかけずに有効活用が望める取り組みとして見直されてはいかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 東大和市駅前につきましては、今御提案あったように、みどりのボランティアと御相談しながら、花壇等の検討というところは考えてみたいと思っております。また玉川上水の駅前につきまし

ては、ベンチですね、こちらのほうも現地を見ながら検討させていただけたらと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、有効活用の御検討をお願いいたします。

次に、今後の課題はについてです。

全体的な問題は総合的に検討されるという御答弁ですが、具体的にどのような検討を考えていらっしゃるのか伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員から新たな御提案等もいただきました。それ以外に、現在この東大和市駅前自体、玉川上水も含めてですけども、もう30年近くが経過してきてございます。樹木についても、大変大きくなってるものもございますし、インターロッキング等も若干波打ってるようなところも認識はしてございます。そういったところで、他の議員の一般質問のところでもお答えいたしましたけども、東大和市駅ではムクドリの問題ですとかトイレの問題、玉川上水駅につきましても桜の木なども、ちょっと枯れてるものも我々としては認識してございます。そういったところで、全体的なものをどうしていくかというところは、検討する時期に来ているのかなというふうに思っております。先ほどの御提案につきまして、簡易なところ、職員ができるようなところにつきましては、早急に検討して結論を得ていく必要があるかなというふうに思っておりますけども、大がかりな修繕、また方針の転換等につきましては、少しお時間をいただきまして総合的に検討を進めていく必要があるかなというふうには思っております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 25年、27年と長い年月がたっているものですので、ぜひともしっかりと御検討いただければと思います。

続きまして、東大和市ふれあい広場のあり方について、設置目的及び運営状況はについてです。

市内の観光案内、情報発信、そしてにぎわいの創出、地域の活性化を図ることを目的とされております。運営状況というのも、開業日から7月31日までの191日間ですか、来場が3,264名との御答弁をいただきました。これ1日平均にいたしますと約17名です。営業時間は6時間ですから、1時間に約2名から3名の来場者の計算になります。そこで、現状1日平均約17名の来場者で、ふれあい市民広場の目的、市が御答弁されました目的はどの程度達成されているとの御認識なのか伺うのとあわせて、より一層目的に近づけるための新たな取り組みというのを、御検討されてるようでしたら教えてください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） まず、ただいまの設置目的の達成状況でございますが、このふれあい広場におきましては、ただいまパンフレットの架台を用いまして、複数の情報を発信いたしております。例えば4種類の東大和ウォーキングマップ、東大和市観光マップ、スイーツウォーキング店舗紹介などがございます。こちらは常時、パンフレットの架台に備えまして、これまで相当数の配布を行ってまいりました。東大和市ふれあい広場に足を運んでくださった方が、これら配布物を手にとっていただくことによりまして、その東大和市の中で設けられている各種、訪れるべきお店であったり、あるいは散策をするルートなどを楽しんでいただけるのではないかと考えております。そういう意味では、まず東大和市の情報を発信をするという目的については、ある一定の役割を果たしていると考えております。

それから、にぎわいの創出や地域の活性化を図るという目的につきましては、さきの観光案内や情報発信により、東大和市ふれあい広場を訪れた方が、今後も手にされた情報などを、その方の例えば日ごろの活動などを通し、より広げていただく、そういった形で広がりを見せていくことになればよろしいと考えております。

今後、こちらの2つ目の目的については、もう少し検討を加えまして、より一層の目的達成のために考えをまとめてまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今の御答弁ですと、ある一定の役割を果たしていると、市の情報発信などですね。新たな取り組みというの伺ったんですが、新たな取り組みというよりも、引き続きさまざまな事業を、事業の発信に努めたいというようなお考えだというふうに、そういうふうに思うのですが、それによろしいでしょうか。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) ただいまお話をいただきましたように、これ以降も、常に各種事業の展開を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 各種事業の展開を進めてまいりたいという御答弁でしたので、伺いますけれども、夏休み期間中というのは平和月間として催しが開催されました。9月に入り、新たな催しが開催されておりますので、その詳細を伺います。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) 9月の催し物は2つございます。

1つ目です。9月1日から9月14日まで、東大和市・東村山市「地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業報告」を展示いたしております。これは平成27年7月、8月に行いました東大和市と東村山市の中学生を対象に実施をした事業でございます。地域での学習会、広島での体験及び8月15日と8月30日にそれぞれの市で行った報告会の様子の写真の展示となっております。また、あわせて戦後70年、東大和市戦争体験映像記録、沈黙の証言者のDVDを視聴いただけるようテレビを設置いたしております。

2つ目は、9月15日から9月30日まで、月の写真のパネル展示を予定いたしております。これは9月27日の中秋の名月に合わせて企画をいたしました。

9月の催しは以上でございます。

○5番(二宮由子君) 広島派遣、派遣事業などの報告展示ですか。それと今、現状ですけども、貴重な戦争体験の映像記録をテレビで視聴できるということが、14日まで開催されるということですけども、私も今回質問通告してから何度か現地を、ふれあい広場の展示の内容ですとか、あとどのぐらいの来場者がいらっしゃるのかという状況も踏まえて行かしていただきました。今回の14日までの展示なんですけれども、非常に本当に多くの方に視聴していただきたい、見ていただきたいものだと思っておりますが、周知不足が原因なのかどうか、来場者がなかなかふえないというふうに私は現地を見て思いました。

そこで、その開設から9カ月を経過して、担当は情報発信である一定の役割を果たしているというふうにお考えですけども、いまだにふれあい広場というものが市民の方に認知されていない状況というのを、どのように捉えていらっしゃるのか伺うのと、またその周知の方法について今までどのように工夫されたのか伺います。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) まず周知でございますが、一番の大きな媒体といたしましては、東大和市報並びに東大和市の公式ホームページでございます。これにつきましては、この広報の手段としての効果でございますが、これまで実施してきた事業の御来場者のアンケートによりますと、90%以上が、その市報や公式ホームページをごらんになった以外に足を運ばれたという結果になっております。

具体的に申し上げますと、実際に東大和市ふれあい広場の近くをたまたま通りかかって、来場いただいたという方でございます。そういう意味でもう少し、東大和市ふれあい広場の近くを通りかかることがない方に対

する周知といたしまして、別の手段といたしましては、この玉川上水駅前施設の事業者が開設をしております
駅中・駅地下の施設を紹介するポータルサイトがありますが、そちらのホームページのほうに各事業を展示が
えするタイミングで、東大和市ふれあい広場の前景写真——入り口からの写真のデータをアップしていただ
く、掲載していただくという方法で周知を図っていきたくと考えております。

もう一つ、東大和市ふれあい広場は、駅の近く、あるいはロータリーの近くということで、やはりたまたま
通りかかった方が目にとめて足を運ばれるということでございますから、そういった方が気にとめていただ
けるような案内板などの工夫も検討したいと思っております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今の御答弁から、たまたま近くを通りかかったですとか、その駅を御利用される方が通
りかかって、ふれあい広場は何をやっているところだろうということまで寄っていただいたということだと思
うんですが、そうしますとその案内板ですか、御答弁にもありましたように、その案内板の重要性というの
が非常に、目にとまるような、誰が見てもここはふれあい広場だとわかるような案内板が必要ではないか
と思うんですね。今、現状なんですけれども、ふれあい広場の入り口付近に、スペースの2カ所ですか、
立て看板、案内板が設置をされています。建物自体が奥まったところにありますので、見過ごしてしま
う方、非常に小さな案内板なんです。なので見過ごしてしまう方も多いため、案内板自体をもう少し
目立つ存在であってほしいと私は思っております。表示物としてアピール力のある、例えばです
けれども、現在、ゆるキャラグランプリ2015にエントリーをしております市の観光キャラクターのう
まべえを活用した効果的な表示、案内板に変更していただくということは可能なのでしょうか。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) ただいまお話をいただきましたうまべえの利用につきましては、今後、
施設の管理者のほうにお問い合わせをいたしまして、使用が可能かどうかを確認させていただきます。

以上です。

○5番(二宮由子君) うまべえの使用は、施設に確認しなくても、市がうまべえの看板を置きたいと思
えばできることじゃないですか、伺います。

○企画財政部長(並木俊則君) 案内ですね、非常に大事なことだというふうに思っています。まず案内
の設置でございますが、御案内のように駅の施設でございますので大変、一つの案内をするにつ
いても、看板をつくるについても、駅の制約というのが非常に厳しいものがあるということがありま
す。そういう中で、ことし開設をしたわけなんですけれども、いろいろな情報をもとに案内が不足
しているんじゃないかという御指摘も受けておりますので、今後内容も含めまして余り時間を
かけない中で対応できるものは検討してまいりたいというふうに思
っております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) ぜひ、早急に対応していただきたいと思っております。

案内板ということで、表示物で申し上げますと、駅入り口の柱に「市内公共施設案内図は交番前
にあります」という表示物があるんです。これ企画課のほうで張られました。駅の柱ですから、この
表示物というのは有償扱いなのか伺うのと、いつごろから表示されているのか、わかる範囲で
教えてください。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) 御質問の掲示物でございますが、無償で掲示をさせて
いただいているものでございます。もう一つ、残念ながら、掲示を始めた時期でござ
います。市にも、それから事業者側においても、当初の文書が残されていないため、
現時点では不明でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の掲示物、「市内の公共施設案内図は交番前にあります」という表示ですけれども、市の情報発信の場として、市内公共施設案内図というのは、交番前にありますという、ふれあい広場のすぐそばに掲示物が張ってあるというのは、もちろんふれあい広場の中でも対応は十分可能だと思いますので、これは必要ないのではないかというふうに思います。その既存の掲示物を活用して、例えば内容をふれあい広場の場所の案内にアレンジをしていただくことで、先ほど御答弁をいただいておりますたまたま近くを通りかかったから寄ってみたという方が、もっともつとふえるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） まず初めに、掲示をいたしております案内板について御説明をさせていただきます。この案内板でございますが、玉川上水駅以外にも、東大和市駅、それから上北台駅に設置をしております。主な市の公共施設を御案内する案内板でございますが、縦、横に約2メートル、それから奥行きが15センチほどの大きな案内板となっておりますが、駅前等の御利用の方に、市の公共施設を24時間確認いただける案内板となっておりますことから、今現在6時間しか開設をしていないふれあい広場における利用というのは難しいと考えております。

次に、現在、駅に掲示をしております掲示物の内容の修正につきましては、今回、改めて駅構内の看板の設置につきまして確認をさせていただきましたが、今表示をしております掲示物につきましては、構内設置料を免除いただいているものでございます。その条件といたしまして、申請をした、つまり今、案内板の場所について書かれた内容のまま掲載をすること。それから設置物については、広告の記載、または付加をしないということなどが条件と提示されておりますので、今後、内容を改める等につきましては、駅構内の掲示物の取り扱いについて、鉄道事業者の確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今は無償で張らせていただいているけれども、例えば内容を少し変えるのであれば有償になってしまうということだというふうに、今るいろいろ言っていたんですけど、簡単に言えばそうだと思うんですが、そうすると、でも交渉の余地はあるということですよ。ぜひ、いま一度、鉄道さん側に、施設を持ってらっしゃる鉄道さんのほうに、いま一度その内容の変更、結局、面積的には何の変わりもなく、例えば大きさをもう少し大きくしたいとかいうことではないじゃないですか。今張ってあるものそのもの自体の大きさをそのまま、ただ内容だけ少し変更させていただきたいと。例えばキャラクターが入ってはいけないというのであれば、文字だけでも結構ですから、例えば文字の画数も同じである。要するに、内容だけ少し変えたい、何もそんなに変化はないというような形でもだめなのかどうかを、改めて聞いていただきたいと思います。

○副議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時44分 延会